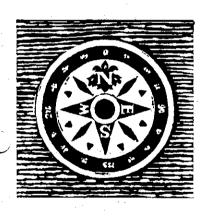
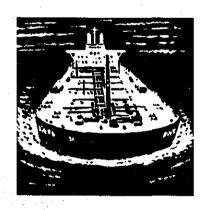
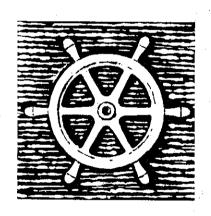
船協月報

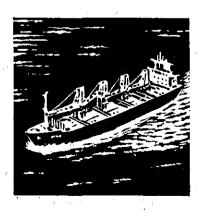
1992

7月20日を国民の祝日「海の日」に

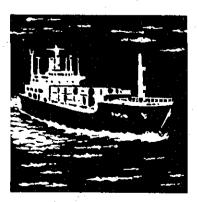






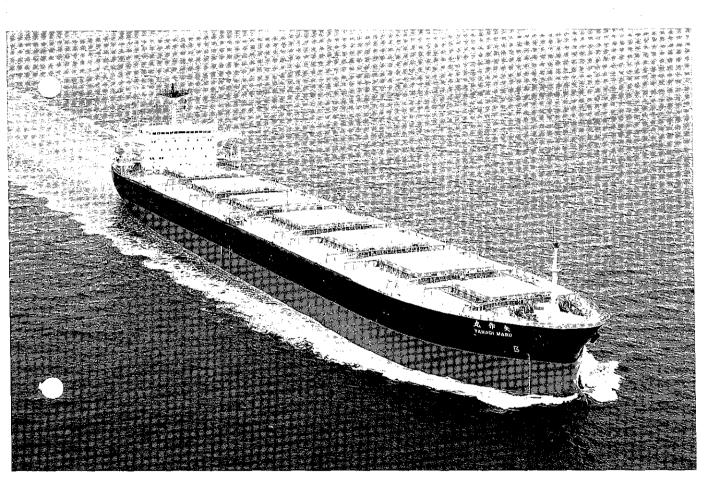






社団法人日本船主協会

船協月報 10 1992



石炭専用船「矢作丸」

55,553⁶/_T、88,835^D/_W

平成4年4月に竣工した本船は中央制御方式、GMDSS など最新鋭の設備を 採用し、豪州炭輸送に従事している。

| 「円建て運賃」を再度、訴える日本船主協会副会長 轉法輪 奏3 一できあがりつつある素地の証しー 大阪商船三井船舶取締役社長 轉法輪 奏3 |
|---|
| 巻頭言 |
| 1. 当面する海運対策について4 |
| 2. 平成5年度海運関係税制改正に関する当協会要望9 |
| 3. 平成 4 年度外航船舶の整備に関する要望13 |
| 4. 船舶解撤問題共同検討委員会による中国への船舶解撤ミッション13 |
| 海運界の動き |
| |
| 千石船(弁財型和船)の復元計画海洋ジャーナリスト 小島 敦夫18 |
| 随 想 |
| 1. IMO における大気汚染防止問題に関する審議動向 ·······21 |
| 2. 第102回船員制度近代化委員会の審議模様24 |
| 3. 平成3年のわが国外航定期航路配船状況25 |
| 内外情報 |
| 海運雑学ゼミナール 第31回30 |
| 海運日誌 (9月) |
| 船協だより (理事会の模様・会議日誌・その他)34 |
| 海運統計 37 編集後記 50 |
| |

「円建て運賃」を再度、訴える

一できあがりつつある素地の証し一

日本船主協会副会長 轉法輪大阪商船三井船舶取締役社長 轉法輪

奏



9月なかば、欧州金融市場が大激震となった。もとはと言えばドイツで、東独吸収の資金需要によるインフレ懸念は分かるが、自らが議長国となって謳いあげたミュンヘン・サミットでの「雇用と成長を産みだす政策」の盟約を8日後に平然と捨てて、公定歩合を8.75%へと大幅に引き上げたことに始まった。

ひとり日本のみが10兆円を超す「総合経済 対策」を打って盟約を果たしたが、米国は3,500 億ドルの財政赤字を垂れ流し、自助努力を顧 みずもっぱら他国に対して「米国のための協 調」を押し付け、日本の経済運営にも内政干 渉まがいの口を出し続ける存在と今やなって いる。

こうして、今日では政治のみならず経済の 世界も各国の国家エゴむき出しで、自己抑制 の効かぬ場と化している。日本も「世界の小 切手切り屋」のお人よし的役割ばかりでなく 本気に自己防衛を考える時にきている。

海運もまたしかりである。通貨エクスチェンジが各国経済のファンダメンタルズを軸に動いた10年前までと違って、今や政治的圧力で動く不安定な時代に、海運の「ドル建て運賃」は無作為に過ぎる。何とか「円建て運賃」を実現せねば、この先、日本海運という産業を防衛することは難しくなったと考える。

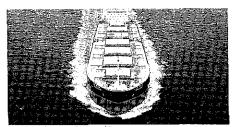
できる素地は育ってきている。わが国企業 の多くが NIES、ASEAN の地に生産の場を移 し、その製品の逆輸入も拡大してきて現実に 円建て貿易比率は徐々に上昇してきている。 その場合、為替手数料がかかり、コストも高いドル決済より、円を決済手段とするほうが プラスとの状況が確実に現前してきている。

問題は海外非居住者にとって円保有が今まで魅力に乏しかったことだ。日本では一般消費物資も土地も不自然または人為的に価格が形成され、結果、円の購買力平価は極めて低いことを、われわれ日本人自身がよく知っている。円貨の実感は1ドル=150円以上、いや土地・住居を考えると200円以上じゃないかというのが実感である。また、非居住者が円をそのまま保有することも規制づくめで不自由な現在のわが国金融市場のもとでは魅力に乏しい。

だから、わが国は市場開放で国内物価を国際価格並みにするとともに、非居住者にとって円の保有を魅力あるものにする改革を迫られている。国際的にみて市場性・流動性にかけるわが国金融/資本市場を改め、金利の自由化、短期金融市場(なかんずく TB)の育成などの「金融改革」は今から2年以内に実行されることになっている。

地合いは整いつつある。海運は「円建て運賃」の実現に向かって腰をあげる時にきている。その最初に、上述のようにその素地のできつつあるアジア水域定航海運から動きを起こそうではないか。

海運界の動き



▲航行中の石炭専用船

1. 当面する海運対策について

当協会は、例年どおり、海運界の当面する諸問題について検討を行い、日本商船隊の国際競争力強化のための諸施策の確立をはじめとした10項目にわたる要望事項を「当面する海運対策について」としてとりまとめ、平成4年9月24日開催の定例理事会においてこれを正式決定した。(資料参照)

今後、政府をはじめとする関係各方面に働き かけ、これら項目の実現を期することとしてい る。

対策の骨子は以下のとおりである。

わが国海運は、国民経済に必要な物資の輸送を安定的に行うという使命を全うするため努力を続けているが、今後とも公正な競争条件を維持しつつ、一層のトレードの安定化を推進し、 適正な運賃の確保を図り、魅力ある産業として確問たる地歩を築いていかなければならない。

当協会としては、このような状況下、国際競争力ある日本商船隊の整備を図るとともに、混乗の一層の促進、長期低利資金の確保、税制措置の充実等効果的な施策を講じることが必要であることから、次の諸対策を中心に要望を行っていくこととしている。

- 1. 日本商船隊の国際競争力強化のための諸施策の確立
 - (1) 混乗の既存船への拡大と日本人乗組員の

少数化

- (2) 日本船整備のための長期低利資金の確保
- (3) 船員費負担軽減のための税制等の確立
- 2. 日本船整備等のための税制措置の充実
- (1) 船舶の特別償却制度の延長・改善
- (2) 環境保護に資する設備を取得した場合等の特別償却または税額控除制度の創設
- (3) 内航タンカーの省力化設備(液面監視装置) に対する特別償却または税額控除制度 の創設
- (4) 戦争保険料の支払いに係る異常危険準備 金制度の復活
- (5) とん税・特別とん税の税率引き上げ反対
- 3. 船舶解撤促進のための環境整備の推進
- 4. 船員の確保・育成のための施策の推進
- 5. 地球環境の保護、船舶航行の安全に関する 対策の推進
- 6. 国際海運問題への適切な対応
- 7. 客船事業振興のための諸対策の推進
- 8. 近海海運対策の推進
- 9. 内航海運対策の推進
- 10. 国民の祝日「海の日」の制定推進

【資料】

当面する海運対策について

わが国海運は、国民経済に必要な物資の輸送

- 1. 当面する海運対策について
- 2. 平成5年度海運関係税制改正に関する当協会要望
- 3. 平成 4 年度外航船舶の整備に関する要望
- 4.船舶解撤問題共同検討委員会による中国への船舶解撤ミッション

を安定的に行うという使命を全うするため努力 を続けているが、今後とも公正な競争条件を維 持しつつ、一層のトレードの安定化を推進し、 適正な運賃の確保を図り、魅力ある産業として 確固たる地歩を築いていかなければならない。

そのためには、国際競争力ある日本商船隊の 整備が不可欠であり、混乗の一層の促進、長期 低利資金の確保、税制措置の充実等効果的な施 策を講じることが必要である。

一方、地球規模で環境問題がますます重要視される中で、船舶に係る環境保護、安全運航に関する対策を強化していかなければならない。また、近い将来大量の老朽船の発生が見込まれることから、船腹過剰を回避し、海洋環境の保護を図るため、世界的規模で船舶解撤問題に真剣に取り組んでいく必要がある。

内航海運においては、企業基盤の一層の強化 を推進するとともに、中長期的には内需重視の 政策要請に積極的に対応していかなければなら ない。

さらに、国民がこぞって海に感謝し、これを 祝うための国民の祝日「海の日」の制定を推進 し、海運の重要性について広く一般の認識を得 ることが重要である。

ついては、わが国海運が当面している問題に ついて、次の諸対策の実現を要望する。

日本商船隊の国際競争力強化のための諸施策の確立

(1) 混乗の既存船への拡大と日本人乗組員の 少数化

日本船への混乗は、国際競争力を回復するための有効な手段であるが、これを真に効果的にするためには、配乗日本人船員の一層の少数化を図るとともに、既存船への拡大を併せ推進していく必要がある。

これらについては、十分労使協議を行う 所存であるが、必要な施策について特段の 配慮をお願いしたい。

(2) 日本船整備のための長期低利資金の確保 超省力化船・LNG 船をはじめとする日本 船整備のための長期低利資金の確保を要望 する。

また、貸出金利の軽減および融資比率の 引き上げについて特段の配慮をお願いした い。

(3) 船員費負担軽減のための税制等の確立 欧州先進海運国では、自国船員の確保、 自国船の国際競争力の強化を図るため外航 船員の所得税・社会保険料を減免する等の 船員費負担軽減策を講じている。

これら諸国海運と伍していくためには、 船員費負担軽減のための税制等を確立する ことが是非とも必要であるので、この実現 について特段の配慮をお願いしたい。

2. 日本船整備等のための税制措置の充実 平成5年度税制改正にあたり、次の措置を 講じられたい。

国際総トン数5,000トン以上の外航近代化船、ならびに、特定設備等を備えた総トン数300トン以上の船舶については、それぞれ取得価額の100分の18、100分の12に相当す

る額の特別償却が認められているが、この

適用期限が平成5年3月末に到来する。

(1) 船舶の特別償却制度の延長・改善

また、今般、国際海事機関 (IMO) において、平成5年7月以降建造契約されるタンカーに二重構造化が義務付けられており、海洋汚染防止の観点から、二重構造化タンカーの建造を促進する必要がある。

ついては、適用期限が到来する本措置を 存続させるとともに、二重構造化タンカー については取得価額の100分の20に相当する 額の特別償却ができるよう改善すること。

(2) 環境保護に資する設備を取得した場合等の特別償却または税額控除制度の創設

世界的に地球環境の保護が検討されている中で、大気汚染、特にオゾン層の破壊が 大きな問題となっている。

冷凍・冷蔵コンテナおよび船舶用冷蔵・ 冷房設備の冷媒として使用されているフロン12、および船舶内の消防設備の鎮火性ガスとして使用されているハロン1301はオゾン層破壊物質であり、環境保護のためには 代替物質を使用した設備を取得し、または 代替物質を使用した設備に改造することが 必要である。

ついては、冷凍・冷蔵コンテナおよび船 舶用冷蔵・冷房設備・消防設備に代替物質 を冷媒等として使用する設備を取得した場合等に特別償却または税額控除を行うことのできる制度を創設すること。

(3) 内航タンカーの省力化設備(液面監視装置) に対する特別償却または税額控除制度 の創設

内航タンカーの労働環境を改善するとと もに荷役作業における労働時間の短縮・省 力化を図るためにはタンク内への液面監視 装置の設置が有効である。

ついては、内航タンカーに液面監視装置 を設置した場合に特別償却または税額控除 を行うことのできる制度を創設すること。

(4) 戦争保険料の支払いに係る異常危険準備 金制度の復活

約8年間におよぶイラン・イラク戦争、 その後のイラクのクウェート侵攻により、 わが国外航海運は船舶に係る戦争保険の割 増保険料の高騰をはじめ多大な影響を被っ た。

近年の世界の政治情勢は、依然として不 安定であり、日本商船隊が突然紛争に巻き 込まれる危険性は常に存在していると言っ ても過言ではない。

加えて、マラッカ海峡等において海賊に よる被害が多発しており、船舶の安全航行 が憂慮される状況にある。

ついては、かかる異常危険に対処するため、平成元年度をもって廃止された同制度を、平時から一定額を準備金として積み立てが可能となるような戦争保険料の支払いに係る異常危険準備金制度として復活する

こと。

(5) とん税・特別とん税の税率引き上げ反対 外航海運企業は、とん税・特別とん税の ほか、船舶固定資産税・入港料等を負担し ており、これ以上の税負担には到底耐えら れない。

とん税・特別とん税の税率引き上げには 絶対反対である。

◎ 船舶減価償却制度の改善

船舶減価償却制度については、昭和49年 に法定耐用年数が全面改正されて以来、本 格的な見直しが行われていないため、その 後の船舶の技術革新等による経済的陳腐化 の実態を十分反映したものとは言えなくな っている。

また、現行制度では償却可能限度額も取得価額の95%に制限されている。さらに、船舶の大改造を行った場合、現行の償却制度では十分な償却ができず処分時に多額の除却損を生じることとなる。

このため、減価償却制度全般の見直しの際には、船舶減価償却制度に係る次の項目について改善を図ること。

- (イ) 船舶の耐用年数の短縮
- (ロ) 船舶の減価償却可能限度額の引き上げ
- (ハ) 船舶の大改造等資本的支出を行った場合の耐用年数の改善

3. 船舶解撤促進のための環境整備の推進

1990年代後半には、大型タンカーを中心に、 世界的に大量の解撤対象船が発生するが、現状 の世界の船舶解撤能力は、これら解撤対象船を 処理するには質量ともに不十分な状況にあり、 海洋環境保護、安全運航の確保を通じた人命財 産の保全という観点からも世界的規模での船舶 解撤促進体制を確立することが焦眉の急となっ ている。

このため、わが国海運としては、国際貢献の一環として、造船業界と協力して国際的に船舶解撤促進の機運を盛り上げる運動を展開するとともに、必要な諸施策の検討を行っているが、本問題はこの両業界だけでは到底対応できるものではなく、関係国政府、関係業界等の協力が不可欠であるので、この円滑な推進のため強力な支援をお願いしたい。

4. 船員の確保・育成のための施策の推進

(1) 環境問題が重視され、物流における海運の役割が一層高まる中で、運航の安全とニーズに対応したサービスの提供が求められている。

これらの使命に応えるため、業界として 船員職業の魅力を高め、優秀な船員の確保 に努力しているところであるが、総合的視 点に立った船員の確保および育成を図るた めの対策を充実されたい。

- (2) 日本船への混乗の拡大に対応し、アジアをはじめとする諸外国と協調しつつ、外国 人船員の技能向上のために、より一層の支援策を講じられたい。
- 5. 地球環境の保護、船舶航行の安全に関する 対策の推進
 - (1) 世界的に地球環境保護対策が推進される

なかにあって、国際海事機関(IMO)では、船舶からの海洋および大気の汚染防止に関し各種規制が検討されている。

特に排ガス(窒素酸化物・硫黄酸化物)、 フロンガス、ハロンガス規制は、海運業界 に過度の影響を及ぼすことのないように、 技術的経済的に実現可能な規制とすべく対 応をお願いしたい。

- (2) わが国周辺海域は、海上架橋、空港建設、 廃棄物処分場等の臨海大型工事が実施され ており、また瀬戸内海においては一般商船 と漁業操業との競合、さらには湾内におい ては漁業操業およびプレジャーボートの遊 走が活発化している。このため航路付近の 輻輳度は極端に高くなっているので、船舶 航行の安全を確保するための措置を充実強 化するよう要望する。
- (3) 東南アジア水域における海賊事件は、昨年から件数が激増するとともに、火器を携帯する等凶悪化の傾向にある。特に、船舶交通が輻輳するマラッカ・シンガポール海峡で発生した場合、乗組員の安全はもとより、衝突・乗り揚げ・大規模な海洋汚染につながることが懸念される。ついては海賊事件を防止するため、関係各国と協調し、船舶航行の安全を確保するための措置がとられるよう要望する。

6. 国際海運問題への適切な対応

(1) 過当競争抑制のための施策の推進 外航海運は世界単一市場での競争を余儀 なくされているため、発展途上国や社会主 義国海運等の低運賃攻勢あるいは各国の法制の相違等から、ともすれば過当競争に陥りやすい体質にある。ついては、国際的に公正な競争環境の整備のために、国内立法措置の検討を含み関係方面のご支援をお願いしたい。

(2) アジアをはじめとする諸外国海運との協調維持

海運をとりまく環境の改善は一国の努力でなしうるものではなく、関係各国海運が協調し対処していかなくてはならない。現在、世界の船社間で航路安定化、また、運賃・用船料水準回復のための自助努力が払われている。殊に、アジア経済・海運の重要性の高まりに鑑み、これら海運との交流を一層活発化する必要があるので、関係方面の側面的協力をお願いしたい。

1. 客船事業振興のための諸対策の推進

わが国では、外航クルーズ船の就航により本格的に客船旅行が普及しつつあり、今後はより 日常化・大衆化していくことが見込まれる。

ついては、国内における客船ターミナルの整備、専用・優先バースの増強、入出港手続きの 迅速化など、客船事業の振興方策について特段 の配慮をお願いしたい。

8. 近海海運対策の推進

わが国海上貿易量に占める近海区域の貿易量 は約3割に当たり、これら貨物の安定輸送は国 民経済にとって極めて重要である。

しかしながら、近海海運業は、近隣諸国の商

船隊の増強、慢性的な船腹過剰および日本船の 国際競争力の低下ならびに大宗貨物である南洋 材の輸入量の低迷等依然として厳しい環境にあ り、深刻な経営危機に直面している。

このような状況に対応し、今後とも近海貨物の安定輸送を図って行くためには、マルシップ混乗の一層の推進を図り、日本人乗組定員を4名に軽減する施策の実現を図るなど、中・長期的観点に立った近海海運対策が必要であるのでこれを強く要望する。

9. 内航海運対策の推進

内航海運の輸送需要は、景気の減速により、 先行き不透明感が一段と強まっており、楽観を 許さない状況にある。

このような状況の下、船腹需要と輸送需要の 多様化に対応した船腹調整の推進、適正運賃の 確保、用船料の適正化を図り、引き続き内航海 運事業の長期的経営安定方策の確立に努めてい かなければならない。

このため船舶整備公団による代替建造の推進

と船舶の近代化を図る必要があり、所要の財政 資金の確保と負担金利の大幅な低減とともに同 公団業務の円滑な運営を確保するために必要な 補助金の交付と出資金の増額を強く要望する。

さらに、内航海運における最近の深刻化する 船員不足の現状を踏まえ、内航海運における船 員の労働条件、労働環境の改善・向上を図る必 要があり、関係方面の理解ならびに協力をお願 いしたい。

10. 国民の祝日「海の日」の制定推進

わが国は、四面を海に囲まれた海洋国家であり、物資の輸送、人々の交通、文化の交流、食 生活やレジャーまで生活のあらゆる面で海と深 い関わりをもっている。

国民がこぞって海の恩恵に感謝し、海に対する認識を深め、海を大切にする心を育てていくために、7月20日を国民の祝日「海の日」として制定すべく、現在、広く国民的運動を展開中であるが、その実現のため関係各方面の協力と支援をお願いしたい。

2. 平成5年度海運関係税制改正に関する当協会要望

平成5年度海運関係税制改正要望については、 当協会財務委員会を中心に、過去における要望 項目を再度見直すとともに、同委員会会社等か ら提出された項目を含む21項目をベースに検討 を行いつつ運輸省とも調整を行い、9月16日開 催の財務委員会において、平成5年3月末に期 限が到来する船舶の特別償却制度の延長・改善 をはじめとする以下の5項目を平成5年度海運

関係税制改正要望重点事項として運輸省はじめ 経団連等に要望することを定例理事会に提案す る旨、決定した。

- 1. 船舶の特別償却制度の延長・改善
- 2. 環境保護に資する設備を取得した場合等の 特別償却または税額控除制度の創設
- 3. 内航タンカーの省力化設備(液面監視装置) に対する特別償却または税額控除制度の創設

- 4. 戦争保険料の支払いに係る異常危険準備金制度の復活
- 5. とん税・特別とん税の税率引き上げ反対 また、船舶の減価償却制度の改善に関し、減 価償却制度全般の見直しの際には、以下の3項 目の改善を図る旨、付言することとした。
 - (1) 船舶の耐用年数の短縮
 - (2) 船舶の減価償却可能限度額の引き上げ
 - (3) 船舶の大改造等資本的支出を行った場合 の耐用年数の改善
- 一般税制に関する要望については、他業界の 動向も勘案し、以下の7項目を経団連を通じて 要望することとした。
- 1. タックスヘイブン税制の改善

特定外国子会社の課税対象留保金額の合算 に当たって子会社の欠損金の合算または子会 社間の損益の通算を認める。少なくとも合算 利益の出た後の事業年度で損失が出た場合に は合算利益の範囲内で損金算入を認める。

- 2. 外国税額控除制度の改善
 - (イ) 間接税額控除の対象を拡大する
 - ① 曽孫会社を対象に加える
 - ② 出資比率を25%から10%に引き下げる
 - (ロ) 外国税額控除の控除余裕額/限度超過 額の繰越期間の延長
- 3. 交際費課税の見直し
- 4. 退職給与引当金の繰り入れ限度額計算の改善(累積基準のみとする)
- 5. 欠損金の繰越期限の延長
- 6. 役員退職引当金制度の創設
- 7. 受取配当金益金不算入についての制限の廃

ıΕ

以上について、9月24日開催の定例理事会に おいて承認が得られ、正式に、平成5年度海運 関係税制改正要望重点事項として、要望書(資 料1)を作成し、自民党政務調査会、税制調査 会はじめ関係方面に要望することとなった。

さらに、現在、指定法人(四埠頭公社)の有する大規模外貿コンテナ埠頭に対しては固定資産税および都市計画税の特例措置(課税標準を2分の1に軽減)が認められているが、同様の公共性を有するものでありながら港湾法第55条の7第1項に基づく法人が整備する大規模外貿コンテナ埠頭については、本特例措置が認められていない。このため埠頭借受者である海運企業の負担軽減を図る観点から、その適用範囲の拡大についても、要望書(資料2)を作成し、自民党政務調査会、税制調査会はじめ関係方面に別途要望することとなった。

【資料1】

平成5年度

海運関係税制改正要望重点事項

貿易物資の安定輸送は、日本商船隊に課された使命であります。これを達成するためには、 船隊の整備をはじめ広範にわたる国際競争力の 強化を図るとともに、強固な企業基盤を構築する必要があります。

欧州先進海運諸国では、このような観点から、 内部留保の充実が可能な税制とともに、船員費 負担軽減のための諸施策が実施されております。

一方、国際情勢を見るとロシアを中心とする

CIS の今後の動向、中東諸国の緊張等不安定な状況が続いており、加えて、海賊による被害が増加する等外航海運にとっては、船舶に係る安全航行が憂慮されるところであります。

また、地球環境の保護が国際的に検討されている中で、海運業においても大気汚染・海洋汚染防止の観点から効果的な施策を講じる必要性が生じております。

海運業界と致しましては、貿易物資の安定輸送に努め、一層の高品質なサービスの提供を行うため、海運独自の準備金制度および船員費負担軽減のための税制措置等の創設を念願するところであります。

しかしながら、平成5年度につきましては、 諸般の状況を勘案し、次の項目に絞って要望致 しますので、その実現につき、特段のご高配を お願い申し上げます。

1. 船舶の特別償却制度の延長・改善

国際総トン数5,000トン以上の外航近代化船、ならびに、特定設備等を備えた総トン数300トン以上の船舶については、それぞれ取得価額の100分の18、100分の12に相当する額の特別償却が認められているが、この適用期限が平成5年3月末に到来する。

また、今般、国際海事機関 (IMO) において、平成5年7月以降建造契約されるタンカーに二重構造化が義務付けられており、海洋汚染防止の観点から、二重構造化タンカーの建造を促進する必要がある。

ついては、適用期限が到来する本措置を存続 させるとともに、二重構造化タンカーについて は取得価額の100分の20に相当する額の特別償却 ができるよう改善すること。

2. 環境保護に資する設備を取得した場合等の 特別償却または税額控除制度の創設

世界的に地球環境の保護が検討されている中で、大気汚染、特にオゾン層の破壊が大きな問題となっている。

冷凍・冷蔵コンテナおよび船舶用冷蔵・冷房 設備の冷媒として使用されているフロン12、お よび船舶内の消防設備の鎮火性ガスとして使用 されているハロン1301はオゾン層破壊物質であ り、環境保護のためには代替物質を使用した設 備を取得し、または代替物質を使用した設備に 改造することが必要である。

ついては、冷凍・冷蔵コンテナおよび船舶用 冷蔵・冷房設備・消防設備に代替物質を冷媒等 として使用する設備を取得した場合等に特別償 却または税額控除を行うことのできる制度を創 設すること。

3. 内航タンカーの省力化設備(液面監視装置) に対する特別償却または税額控除制度の創設

内航タンカーの労働環境を改善するとともに 荷役作業における労働時間の短縮・省力化を図 るためにはタンク内への液面監視装置の設置が 有効である。

ついては、内航タンカーに液面監視装置を設置した場合に特別償却または税額控除を行うことのできる制度を創設すること。

4. 戦争保険料の支払いに係る異常危険準備金 制度の復活

約8年間におよぶイラン・イラク戦争、その 後のイラクのクウェート侵攻により、わが国外 航海運は船舶に係る戦争保険の割増保険料の高 騰をはじめ多大な影響を被った。

近年の世界の政治情勢は、依然として不安定 であり、日本商船隊が突然紛争に巻き込まれる 危険性は常に存在していると言っても過言では ない。

加えて、マラッカ海峡等において海賊による 被害が多発しており、船舶の安全航行が憂慮さ れる状況にある。

ついては、かかる異常危険に対処するため、 平成元年度をもって廃止された同制度を、平時 から一定額を準備金として積み立てが可能とな るような戦争保険料の支払いに係る異常危険準 備金制度として復活すること。

5. とん税・特別とん税の税率引き上げ反対

外航海運企業は、とん税・特別とん税のほか、 船舶固定資産税・入港料等を負担しており、こ れ以上の税負担には到底耐えられない。

とん税・特別とん税の税率引き上げには絶対 反対である。

◎ 船舶減価償却制度の改善

船舶減価償却制度については、昭和49年に法 定耐用年数が全面改正されて以来、本格的な見 直しが行われていないため、その後の船舶の技 術革新等による経済的陳腐化の実態を十分反映 したものとは言えなくなっている。

また、現行制度では償却可能限度額も取得価額の95%に制限されている。さらに、船舶の大改造を行った場合、現行の償却制度では十分な償却ができず処分時に多額の除却損を生じることとなる。

このため、減価償却制度全般の見直しの際に は、船舶減価償却制度に係る次の項目について 改善を図ること。

- (1) 船舶の耐用年数の短縮
- (2) 船舶の減価償却可能限度額の引き上げ
- (3) 船舶の大改造等資本的支出を行った場合 の耐用年数の改善

【資料2】

大規模外貿コンテナ埠頭に対する 固定資産税および都市計画税の特 例措置の適用範囲の拡大について

現行地方税法では、指定法人(四埠頭公社)が 平成3年4月1日より平成8年3月31日までの 間に取得する大規模外貿コンテナ埠頭について は、固定資産税および都市計画税の課税標準を 2分の1に軽減する特例措置が認められている。

しかし、同様の公共性を有するものでありな がら港湾法第55条の7第1項に基づく法人が整 備する大規模外貿コンテナ埠頭については、本 特例措置が認められていない。

外貿コンテナ埠頭の貸付料は各埠頭ごとに建設・整備に係るコストを積算して決定される。 大規模外貿コンテナ埠頭の整備には高額の建設費が必要であり、貸付料に建設費に加え、固定資産税および都市計画税がそのまま転嫁されることとなれば埠頭借受者である海運企業にとって大きな負担となり、経営を著しく圧迫することとなる。

ついては、本特例措置を、港湾法第55条の1 第1項に基づく法人が整備する大規模外貿コン テナ埠頭(平成5年度において名古屋港)に拡 大適用されたい。

3. 平成4年度外航船舶の整備に関する要望

当協会は、海運界が抱える諸問題について検討を行い、前掲の「当面する海運対策について」をとりまとめ、関係方面に対し、その実現を積極的に要望することとしているところであるが、このうち、特に平成5年度外航船舶の整備に関して別途要望書をとりまとめ、政府をはじめとする関係方面に対し、その実現について精力的に働きかけを行うこととした。

その内容は、外航船舶の整備に必要な日本開発銀行資金712億円を確保すること、LNG 船および超省力化船に対する融資比率を70パーセント(現行60パーセント)に引き上げることなどからなっている。(資料参照)

【資料】

平成5年度外航船舶の整備に関する要望

わが国海運は、国民経済に必要な物資の輸送を安定的に行うという使命を全うするため努力を続けておりますが、今後とも公正な競争条件を維持しつつ、一層のトレードの安定化を推進し、適正な運賃の確保を図り、魅力ある産業として確固たる地歩を築いていかなければなりません。

そのためには、国際競争力ある日本商船隊の 整備を図るとともに、企業基盤の強化を図って いくことが是非とも必要であります。

さらに、エネルギー源の多様化の要請に加え 地球環境問題への関心の高まりから、今後 LNG の輸送需要の増大が見込まれるため、これに対 応し、LNG 船の建造を推進する必要がありま す。

つきましては、平成5年度外航船舶の整備に 関する下記事項の実現につき特段のご高配を賜 りますようお願い申し上げます。

記

1. 資金の確保について

外航船舶の整備に必要な日本開発銀行資金 712億円を確保すること

2. 融資比率の引き上げについて

LNG 船および超省力化船に対する融資比率を70パーセント(現行60パーセント)に引き上げること

3. その他

外航船舶建造融資利子猶予特別交付金37億 8,500万円を確保すること

4. 船舶解撤問題共同検討委員会による中国への船舶解撤ミッション

当協会・日本造船工業会で構成する船舶解撤問題共同検討委員会は、9月9日から14日まで

の日程で中国を訪問し、北京で中華人民共和国 物資部、中国拆船協会、中国拆船総公司等の船 舶解撤関係者と懇談したほか、舟山島(寧波東 方の島)の舟山市普陀拆船公司の解撤場視察等 を行った。

この調査団は、佐藤同検討委員会幹事長を団 長とする総勢9名で構成しており、全行程に、 中国側から中国拆船協会の副会長兼秘書長であ る呉修文氏他2名の関係者が同行した。

中国の船舶解撤業の現状等、調査概要は次のとおりである。

概 要

1989年天安門事件で一時停滞した改革・開放 路線も、今年に入って鄧小平の改革促進の大号 令を受けて再度加速の度を強め、五つの経済特 区・十四の沿岸開放都市は手厚い外資優遇策の 下、目覚ましい発展を続けている。

この優遇策はいずれ内陸部へも拡大実施される方向で、中国の経済的発展が沿海州の一部地域から全国的規模に広がりをみせる展開が期待される。

こうした状況にあって、中国における船舶解撤業は、昨年12月に結成された全国的組織である中国拆船協会の会員だけでも100を超えるごとく、沿海州沿いおよび揚子江流域の各地に広く散在しているが、地方の各省・区・市に所属する事業体がこぞって解撤ヤードの整備・拡充を図ろうとしており、解撤船の仕入れおよび資金の調達も今後の課題となっており、解撤船の提供、資金の融資等解撤業を安定的に発展させるために外国企業との合弁、外資の導入を強く希望している。

既報のとおり(本誌8月号P.6海運界の動き2参照)、一部台湾事業者による進出計画も進行

中で、日本に対する期待も大きい。今回の調査 団は、第1回の公式訪問でもあり個々の事業体 の訪問という形はとらず、前述の中国拆船協会 (北京)を訪問し、意見交換を行うとともにそ の案内で一部の解撤現場を視察するという形を とった。

中国拆船協会は中国における船舶解撤業界の 順調かつ健全な発展を図る目的で、政府と各会 員事業体との架け橋の役を努めるとともに、情 報・資料の収集、会員に対する教育・指導・コ ンサルタント的役割を果たし、併せて海外民間 関係者との友好交流活動を促進することを旨と しているようであるが、設立後間もないことも あり、各会員との連係は必ずしもうまくできて いるとは言い難いとの印象をもった。

しかしながら、同協会および中央政府関係者 との一連の打ち合わせ、意見交換、地方の関係 者・事業者などとの交流を通じ、

- (1) 沿岸地域を中心とする経済発展に伴う建設ラッシュにより建設資材としての鋼材需要はおう盛で、今後とも拡大基調にあること。
- (2) その供給源として船舶解撤を一つの柱に 据えていること。
- (3) 船舶解撤適地および現有施設は沿海州・ 揚子江流域の広範な地域に散在し、機器の グレードアップを含むヤードの整備・拡充 等のための資金的援助および技術的支援が あれば VLCC、ケープサイズ・バルカー等 の大型船を含む船舶解撤能力は飛躍的に拡 大すること。
- (4) 政府・関係者とも船舶解撤に非常に積極

的・意欲的に取り組んでいること。 等により、中国が近い将来、船舶解撤の一大基 地となること、特に大型船の取り扱いについて は最重要基地候補であるとの確信をもった。

1. 中国解撤業の系統図と解撤のフロー

- (1) 解撤業の系統図
 - ① 中国における船舶解撤は鉄鋼資源(特に建設用丸棒)の確保が根底にあり、国内物流を管理している物資部が管掌している。

物資部は職員120万人を擁し、国内各所に拠点をもっている。解撤発生材に関する限り、開放経済に移行する前は国内物流の100%を管理していたが、最近では20%が自由流通となっている。

- ② 物資部は、1985年その傘下に船舶解撤 を促進するための中央組織として拆船総 公司を設立し、国内各地に散在する拆船 公司の指導・奨励を図ってきた。
- ③ 近年、政府の開放政策と相まって、各地方拆船公司の独立色がますます強まる一方、従来から船舶解撤業に近いところに位置する海運・造船・船舶修理業(交通部傘下の遠洋運輸総公司、船舶工業総公司)の解撤分野への進出が目立ってきた。
- ④ このため91年12月、中国国内の拆船に 関係する政府機関・地方の公司を横断的 に網羅した団体として拆船協会が設立さ れた。(登記済み団体、116会員)
- ⑤ 組 織

会 長: 康 広 智 (中国拆船総公司総経理)

副会長(常駐): 呉 修 文 (中国拆船総公司主任)

副 会 長: 許 俊 功(交诵部拆船主任)

副 会 長: 于 振 远 (中国五金砿産進出口総公司 五砿貿易有限公司副総経理)

副 会 長: 張 定 貴 (広東省拆船加工公司経理)

副 会 長: 周 俊

(江蘇省物資再生利用拆船公司経理) 秘書長(兼任): 呉 修 文

(中国拆船総公司主任)

副 秘 書 長: 張 文 远 (中国拆船総公司経理)

⑥ 運 営

会員の会費で運営、設立時に拆船総公司が10万元(230万円)提供、広告・印刷・理事会開催費用として使用。

- ⑦ 同協会は組織化されて間もないことから、全会員の動向を把握しきれていない面もあり、実務的には大手公司が独自に事業を推進する実態にあるようだが、政府機関の支援の下、中国唯一の解撤関係の協会として今後力を発揮するものと期待されている。
- (2) 解撤のフロー (購入、販売)
 - ① 購 入
 - ・拆船協会の説明では、以前は拆船総公司の依頼により、物資部が対外貿易部を通じて購入していたが、今では公司独自での手当が可能である。(外資の利

用可)

- ・輸入税はないが対外貿易部経由での購入にあっては若干の手数料(監費)が 必要である。
- ・元レートが低下しており、元ベースで の購入船価が高騰している。

85年:船価安 (\$120/LDT) 為替 (\$1=3.2~3.5元)

92年:船価高(\$130/LDT) 為替(\$1=5.5元)

- ・ \$ 120/LDT 以下であれば採算にのる。
- ② 販 売
 - ・スクラップは宝山製鉄所などの製鉄所、 伸鉄材は各地の伸鉄工場に売却する。
 - ・伸鉄工場は全国で60カ所、大規模拆船 工場には伸鉄工場が隣接している。
 - ・経済発展に伴い伸鉄需要は依然おう盛 (伸鉄丸棒は3階建て以下の家屋に用 いられる)
 - ・解撤船の購入を物資部が仲介した場合 は納入先を物資部が指示し、具体的契 約は当事者がおこなう。

2. 解撤業の現状(主として拆船協会より聴取)

- (1) 現在折船協会に加入している会員は116であるが、開放政策、おう盛な伸鉄需要等を考慮すればかなりの新規加入が予想される。 ※新規加入の場合は協会に届け出る。(許可ではない)
- (2) 解撤能力
 - 解撤実績
 - •91年:26万 LDT

- 92年:45万 LDT (前半期)、通年:80 万 LDT
- ② 解撤能力

現有能力は200万 LDT/年、機器のグレードアップ等による効率化を図れば300万 LDT までは可能(約900万 GT 相当)

- ③ 大型船 (3万 LDT 以上)解撤可能ヤード
 - ・10余のヤードで可能
 - 現在8ヤードで手懸けている。
- (3) 解撤に際しての環境汚染対策
 - ① 国務院制定の環境保護基準がある。
 - ② 廃油処理設備を備えている。(拆船協会)
 - ③ 解撤ヤードの近くに養殖場(山東省煙台)があるところもあるが海洋汚染は発生していない。(拆船協会談)
- (4) 舟山地区解撤業の概況
 - ① 面積:2.2万km²(うち陸地1,371km²) 1,339の島で構成、居住している島は98
 - ② 舟山市船舶解撤・造船工業公司118社の管理・技術指導(ほとんどが小規模造船所)
 - ③ 舟山市における船舶解撤事業83年スタート、企業数:6社、能力:20万トン/年(広東省、江蘇省に次いで第3位)
 - ④ VLCC 解撤ヤードは4カ所(定海、大巨、普陀、岱西)VLCC の解撤実績…4万2,000LDT、3万5,000LDT
 - ⑤ 87年4月、舟山港が対外開放され、88年4月、舟山市街区が経済開放区に指定

された。

- (2) 舟山市普陀拆船公司馬時拆船工場の概況(現地視察)
 - ① 面積:84万㎡、うち陸地面積13万4,000 ㎡、建物4,500㎡
 - ② 海岸線:1,400m
 - ③ 国際錨地に近接
 - ④ 水深:平均14m
 - ⑤ 干満差:4.5m
 - ⑥ 設備関係 (工場側説明)
 - ・素堀ドック5(沈下式、渠底部パイル
 - ・コンクリート等で強化済み)

※パナマックスバルカー1隻が入渠中 (4カ月で解撤予定/60~70人)

300m×60m×5基(同時5隻解撤可能)

VLCC、ULCC も可能

- ・クレーン:35Tモービルクレーン 5Tトラッククレーン
- ※リースでの増強可能
- ・酸素製造設備:50m³/H、150m³/Hまで増強可能
- ・エチレン製造設備:10㎡/H×3基
- 電力:1,500KVAの変電所、200KW の発電所
- ・水:3,000m3の貯水池
- · 汚水処理設備:200T/日
- ⑦ 解撤能力:10万~15万 LDT /年
 - ・過去15万 DWT の船舶を解撤した経験 あり
 - **84/4 OSWEGO PRIMA O/O 13779,401DWT

•人員:技能工 150人

技 師 15人

管理者 50人

※下請工は無制限(解撤船が入渠すれば近隣から自然に集まってくる)

- ® 積み出し港:300t/日
- 9 発生材の処理
 - スクラップ→宝山製鉄所(20%)
 - ・伸鉄材→小規模の伸鉄工場に売却(80%)
 - ・近隣に伸鉄工場あり
- (3) 舟山島定海地区解撤ヤード候補地視察
 - ① 老塘山の北西部

海岸線:600m

干潟長:600m×150m(砂地)

面 積:9万m²

水 深:8.2m (沖合150m)

航 路:幅350m、水深26m

電力・水道・通信施設あり

近隣に採石場あり(老鼠山)

2万5,000DWT級の輸出用埠頭あり

② 老塘山の東南部

海岸線:1,000m

水 深:26m

3. 寧波プロジェクトについて

- (1) 拆船総公司/(寧波関係者)/台湾関係 者で協議中…拆船協会談
- (2) 場所:寧波市北倫港付近…今回は視察不 能
- (3) 建設に着手していない模様



千石船(弁財型和船)の復元計画

海洋ジャーナリスト 小 島 敦 夫

悲願のエースに光を一復元の意義

最近、海事関係で社会的なニュースとして一般的な関心を持たれたものの中では、歴史的な船の復元関係のものが多いのにお気付きだろう。オランダで建造されて回航して来た咸臨丸や、スペインで建造されて現在日本各地を回航中のサンタ・マリア号などがその代表例である。石巻市の月の浦では支倉常長の遺欧船サンファン・パプチスタ号の復元建造が進んでいるし、古代船や遣唐使船といった規模の小さいものを含めると、1980年代以降、ちょっとした「復元船ブーム」ともいえる現象を呈していた。

しかし、これらの復元船ブームも、冷静に観察してみると、著しい特徴はイベント・ショーアップ的な性格を持っていることである。従って、海事史的な意味では「復元船」というよりも、想定船あるいは模造船というべきものであって、海洋文化への一般の関心を盛り上げる意義は大きいとはいえ、海事史・造船史的には多くを望むべきものではなかった。

そうした傾向の中で、日本の心ある海事関係 者の間で、長年にわたって復元が切望され、悲 願とされてきた大型和船の復元建造が、ほとん ど見落とされてきたことは、全く不可解という ほかはない。

原因を推察すれば、イベント・ショーアップを企画する人々の間で、和船への理解不足とか、 船型が地味で洋式船に比べて古くさい印象があ るため、といったことが考えられる。

しかし、それは全くの偏見である。千石積み級の弁財船(約150総トン)ともなれば、威風あたりを払う堂々たる威容であり、真に日本的な海洋文化の担い手の姿として、美しい雄姿が想定される。そればかりでなく、和式帆船の復元は、学術的にも現代日本の海事史学界の金字塔として、重要文化財的な文化価値の高い事業になり得るのである。

つまり、千石船こそは、イベント主流の復元 潮流から忘れられていた「悲運のエース」なの である。実力、容姿ともに正統にして秀抜。こ れをおいて他に比べるものなし、といった文化 遺産に光を当てたい、という考えが生まれるの も当然の成り行きといえるだろう。



菱垣廻船の帆風-江戸文化を育てた船

私は1976年から行ってきた外洋ヨット・リブ号(小林則子艇長)の「日本の歴史航路をたどる航海」に企画・調査担当として参画し、中国や北朝鮮を含む28航路で歴史的な航路・寄港地を検証する航海を続けてきた。その過程で、和式帆船を完全復元して、日本人の生活文化を支えた「海上交易の主役」を、私たちの社会にきちんと再認識することこそ、海の文化を学ぶ者の責任である、といった感慨をもつようになった。

「歴史航海」に関して折にふれてアドバイスをいただいていた海事史学会・石井謙治会長に復元の可能性について伺うと、技術的な研究面では、近世以降の主な船型のものに関しては、ほぼ完全な復元が可能との示唆をいただいた。石井先生は、各地の海事博物館などに弁財船の縮小模型の建造指導をされている。実物大の復元も、いくつかの計画があったが主に予算面で実現しなかった経緯も聞いた。

歴史的・文化的な意味で復元を考えるわけで、 もしイベント的な性格が、経済的理由で付加さ れるにしても、それはあくまでも付随的に考えるというスタンスをもって、私は可能性を探る 活動を行いたい、と先生のご教示を仰ぐことに した。

まず、数多い和式帆船の船型のうち、どんな船を選ぶか。一応、東京で保存することを想定し、江戸時代から東京の消費物資を上方から運び続けた弁財船のうち、代表的な船である千石積みの「菱垣廻船」を復元するという計画で、準備行動を進めることにした。

菱垣廻船は、寛永年間(1620年代)に始まる上方〜江戸間の定期船類似の輸送形態もあらわす言葉だが、使われた船も、一般の弁財船と違う特徴を持つ。基本船型は同じだが、船体の道立(現代船風にいえばブルワーク)下部に菱形に組んだ格子を用いて一般の廻船と区別していた。その菱垣をもつ形姿はきわ立って美しく、和船を代表する一典型として象徴的だし、江戸文化を支えて物資輸送の中枢機能を果たした功績からも「復元第一号」にふさわしい船として選んだのである。

永遠の文化財に-生活を支えた船の象徴

数年前に、高田屋嘉兵衛の船の復元と称して 弁財船型の船が造られて、NHKの後援で日本国 内を回り反響を呼んだことがある。この船は船 体を鋼で造り木材を張って和船風に艤装したも ので「復元」とはほど遠い模造船であった。今 年の東北「海の博覧会」に気仙沼市で造られた 三百五十石積み型(約60総トン)弁財船式の和

19

船が建造されたが、これも往時の船の復元とい うには、物足りない面がある。

菱垣廻船の復元は、国会図書館にある「千石 積菱垣廻船二十分一図」(19世紀初期)にもとづ いて、可能な限り当時の材料、技術に忠実に復 元建造したい計画である。もちろん、一切の指 導を石井先生に頼らなければ不可能であるが、 その前提として、資金をはじめどのような構想 と進め方をするかの道すじを拓いていくことが、 志を同じくする者の責務だ。

まず、計画に賛同される人たちに呼びかけて 「千石船を復元する会」を組織し、次のような 日程で活動をすすめることにした。

第1期―建造実現。1996年の東京フロンティ ア博をめどに復元建造を実現させる。

第2期一デモ・セーリング。建造地から東京 湾への回航と東京湾でのフロンティア博行事で のデモ・セール。もし、世界の帆船パレードが 行われるなら、この菱垣廻船が先導する。つい で、全国主要港湾を回航し、物産交流・文化交 流のあとをたどり海事 PR を行う。

第3期一永久展示保存。日本の海事文化を代表する文化財として、しかるべき場所に展示し、永久保存する。

これらの過程は、すべての期間を通じて映像・文献的な資料として記録・保存する。建造過程や各部材質なども、往時の技術を伝える時間的限界が迫っており、その意義は大きい。帆走性や操作性、船上生活、積荷や荷役関係など、実船による実証研究も期待される。

デモ・セールは、付加的なイベント的性格であるが、資金調達面との関連で、帆走時(実際は曳船による随伴)のセール・マークの使用など、宣伝効果は初めからイベント的性格をもって生まれた船とは比較にならない価値を持つだろう。

こうした概要を描きながら「復元する会」の中に実行委員会を設けて、船体部材の調達調査、 釘に用いる軟鉄、ロープ類の復元の可能性、帆 の復元織物の調査など、基礎的な調査・研究を 始めている。

この計画が、石井先生の構想に添って実現できれば、誇大ではなく、真に世界に誇り得る日本の海事文化の象徴となろう、という夢を抱いて犬馬の労を取ろうと思っている。

文化的な関心に結ばれ、賛同いただける人士、 団体、企業にご協力をお願いしているところで ある。総費用は約20億円と見積もられている。

内外情報



▲マナウス港に停泊中の貨物船

- 1. IMOにおける大気汚染防止問題に関する審議動向
- 2. 第102回船員制度近代化委員会の審議模様
- 3. 平成3年のわが国外航定期航路配船状況

1. IMO における大気汚染防止問題に関する審議動向

地球環境問題は、近年国際的な世論の高まりをみせ、1989年のアルシュ・サミットにおける宣言を契機として、国際海事機関 (IMO) でも具体的な検討が進められている。

- 1. IMO における検討経緯
- (1) 1991年7月、IMO第31回海洋環境保護委員会 (MEPC)において、MARPOL73/78条約のな かに同問題に関する附属書を新たに設けること が合意された。
- (2) 同年11月、IMO 第17回総会において、「各国政府は、船舶からの大気汚染防止に努力する」旨の総会決議が採択された。
- (3) 現在、MARPOL73/78条約の新附属書制定の ための下記行動計画に基づき成案作業が進めら れている。
 - (a) 新附属書の制定スケジュール
 - ① 技術等の調査・新附属書案の作成

 $\cdots 1992$

- ② 新附属書案の検討……1992~1993
- ③ 新附属書の採択……1994
- ④ 新附属書の発効……1995
- (b) 船舶からの排出物質の削減目標年および削減レベル

- ① NOx (窒素酸化物) ……2000年までに、 技術的経済的に可能な範囲内で30%削減
- ② SOx (硫黄酸化物) ……2000年までに50 %削減
- ③ VOCs (揮発性有機物質) ……2000年まで に30%削減(原油、ケミカル等)
- ④ 特定フロン・ハロン……モントリオール 議定書に合わせた削減(特定フロン・1992 年11月6日以降、ハロン・同年7月1日以 降の新設禁止)
- ⑤ 船内発生廃棄物の焼却……2000年以降、 基準に適合した焼却設備により焼却
- 第22回バルク・ケミカル小委員会(BCH)における審議模様

上記の作業を進めるため、ノルウェーを幹事国としたコレスポンデンス・グループ(主に文書の交換を行うことにより検討するグループ、以下 C. G)を結成し新附属書のドラフト案が作成され、9月7日から11日までロンドンにおいて開催された第22回 BCH において、同案をたたき台として審議が行われた。その概要については以下のとおり。

(1) 出席国および出席者

- (a) 出席:35カ国、1準加盟国、12オブザーバ
- (b) 日本代表団:運輸省運輸政策局(環境・海 洋課)、通産省(石油精製課)、奥村吉男(当 協会大気汚染防止小委員会委員長/日本郵船 工務部)、村澤周平(当協会海務部)、保坂均 (当協会ロンドン駐在員)他、日本より14名、 現地7名の総勢21名が出席した。
- (2) 主要審議事項
 - (a) 船舶からの大気汚染防止の必要性の有無
 - (b) 規制を行う場合、グローバル(地球規模) 規制か、あるいはリージョナル・エリア(地域) 規制か
 - (c) 対策措置(装置等)の現状および将来性について討議され、日本は、
 - ① グローバルに見た場合、船舶からの排出 量は少ない。
 - ② 基本的には世界統一の規制が望ましいが、 スペシャル・エリアの設定は特定の被害が 生じている地域の環境問題を改善する有効 な方策である。
 - ③ SOx に関しては、舶用燃料油の硫黄分含 有率を全世界的に1.5%まで低減することは 不可能である等を表明した。
- (3) 船舶からの SOx 排出の削減について
 - (a) 船舶からの SOx 排出規制の必要性 (必要と考える国)

ノルウェー、スウェーデン、ドイツ、デン マーク、フィンランド

主な意見……既に、第30回 MEPC において、必要性は確認済みであり、酸性雨という明確な証拠もある。

船舶に起因する大気汚染は 増加傾向にあり、進行を抑制 する必要がある。

(不必要と考える国)

リベリア、バハマ

主な意見……船舶からの SOx 排出は世界全体の 5 %程度であり、95%を占める陸上からの排出を軽減しないと解決にならない。高いコストをかけて船舶からの SOx 排出を低減しても、酸性雨問題が解決されるわけではない。

(中間派)

日本、米国、英国、韓国、中国、オラング、メキシコ、スペイン、パナマ、カナダ、ギリシャ、エクアドル、ICS、OCIMF等主な意見……規制の必要性を判断するためには、一層の調査・検討が必要である。

(b) グローバル規制かあるいはリージョナル規 制か

(グローバル派)

ノルウェー、スウェーデン、ドイツ、フラ ンス

主な意見……SOx は長距離越境移動物質であり、10~20年以内に必ずグローバルなアプローチが必要となる。

(リージョナル派)

米国、英国、ICS、OCIMF

主な意見……グローバルな問題であるとするならば、明確な証拠を示すべきである。越境したとしても、排出源から50km離れれば影響はなくなる。

(中間派)

日本、韓国、オランダ

(c) 対策措置の現状および将来性

(海水スクラバー)

ノルウェー、スウェーデン……海水洗浄で、 SOx の削減は可能、ただし、海洋汚染の心 配がある。

(舶用燃料油の低硫黄化)

オランダ……1.5%は厳しすぎ、実施不可能 である。

(d) まとめ

早期規制を目指すノルウェー、ドイツ、デンマーク、フィンランドを除く各国は、規制 の必要性を判断するため、またリージョナル 規制のコンセプトを固めるためにも、引き続き更なるスタディーの必要性を異口同音に発言し、「十分検討すべし」との意見が大勢を占めた。

リージョナル規制の可能性に関するフレームワークが作成され、今後さらに C.G を結成し検討する旨合意された。ただし、この地域規制は、全世界規模の規制を妨げるものではなく、舶用燃料油に全世界規模で、例えば硫黄分 [3.5%] の上限を設けることも可能である。

- (4) 船舶からの NOx 排出の削減について
 - (a) 船舶からの NOx 排出規制の必要性 (必要と考える国)

ノルウェー、スウェーデン、ドイツ、フィ ンランド、オランダ

主な意見……酸性雨対策の観点から規制の 必要性は明確であり、船舶も NOx 排出の削減に応分の負 担をすべきである。

(不必要と考える国)

リベリア

主な意見……ローカルな問題であり、規制の必要性に疑義がある。

(中間派)

日本、米国、英国、韓国、中国、メキシコ、スペイン、パナマ、カナダ、ギリシャ、エクアドル、OCIMF等

主な意見……船舶からの NOx 排出量は少ないことから、その影響度、対応の内容、規制の必要性につき、さらに一層の調査・検討が必要である。

(b) グローバル規制かあるいはリージョナル規 制か

(グローバル派)

ノルウェー、ドイツ

主な意見……地域的に規制することは困難 であり、もし各国が独自に行った場合、海運に悪影響を及 ぼす可能性が考えられる。

(リージョナル派)

バハマ

主な意見……地域的な問題で解決できる。

(c) NOx 排出量の計測方法について

国際標準化機構 (ISO) で現在作成中の ISO/8178試験方法を準用する。また、定期的 な試験方法については、NOx 濃度と O2濃度を計測し、新造時の熱効率をベースに NOx 排出 量を推定する等の簡易な試験とする等が合意された。

- (d) 新造機関の分類と規制値 検討の容易な新造機関の技術要件について 検討を進めることとなった。
 - ① 回転数、サイクル等に関係なく全機種一 律規制値とする。
 - ② 回転数で分類し、規制値を二種類とする。

(例えば、回転数450、あるいは回転数550 で分ける)

- ③ 現行の実測値をベースとした曲線値規制 等の意見が出されたが、結論は出なかった。
- (e) まとめ

上記のように、SOx 同様結論は出ず、必要性、規制地域については MEPC での審議に委ねることとされた。しかしながら、技術面等の検討を行うために、C.G を結成し作業を進めることが合意された。

- (5) 船舶へのハロン、フロン等の搭載禁止につい
 - (a) 新規搭載の禁止については、MARPOL条約 へ取り込むことで合意された。
 - (b) 現存ハロン、フロン等の撤去について ①2000年までに撤去 ②2005年までに撤去 ③撤去の必要なし、の3案が出され、合意に至 らず、本件は、第38回防火小委員会 (FP) およ び第33回 MEPC 等での議論を待ち、次回会合で さらに審議する。
- (6) 燃料油の品質基準

新附属書とは分離し、総会決議とすることが 合意されたが、最終決定は、ISO の基準の制定 を待って行うこととした。

(7) 船舶からの VOCs 排出の削減について VOCs 排出については、その規制の必要性、規 制地域等について、まだ検討が不十分であると し、第33回 MEPC に審議を要請することとなった。

- (8) 船内発生廃棄物の焼却について 日本は、「規制の必要性につき十分検討すべき」 と提案したが、必要性については、既に合意済 みとされ、既設の焼却炉の扱いについて、次回 BCH において検討することとなった。
- (9) 新附属書制定のスケジュール 採択時期を1年延ばし、1995年とする作業計 画の改正案を、MEPC に勧告することとなっ

また、作業の進展を図るため、以下の二つの C.G を設置することとなった。

- (a) NOx、SOx のリージョナル規制に関する C.G (幹事国・オランダ)
- (b) NOx に係る新造機関の技術要件に関する C. G (幹事国・ドイツ)

今次会合では、早急な規制を望む北欧諸国を除き、 各国とも大気汚染防止のため、何らかの規制は必要 との共通認識は持っていることから、規制地域の規 模、対策措置等につき十分調査検討の上対応すべき との現実的な審議が行われた。

大気汚染防止問題は、地球の環境保全のため、海 運業界も対処すべき大きなテーマであり、適切な方 策を見出すべく努力することが肝要と考える。

2. 第102回船員制度近代化委員会の審議模様

題記委員会は、平成4年9月9日に開催され、以下について審議・報告が行われた。

1. 第三次総合実験船による P 実験 (GMDSS)の実 験実施方案について GMDSS 導入に伴い、通信関係業務の内容が大幅 に変化することから、船内就労体制の見直しを目的 とした P 実験 (GMDSS) が進められているが、今回 「松浦丸」(日本郵船)「紀伊丸」(第一中央汽船) 2 隻の実験実施方案が承認された。

この承認に基づき、松浦丸は9月下旬、紀伊丸は11月上旬、それぞれ実験が開始される。なお、本実験については、本年度中にGMDSSを取り入れる第三次総合実験船5隻の参加が予定されており、そのうち2隻(せんちゅりーはいうえい5、平隆丸)は、本年7月以降既に実験を開始しているので、今回の2隻の実験実施方案の承認により4隻が実験を実施することになる。残る1隻(ありげーたーりばてい)については、現在その準備作業が進められている。

- 2. その他
- ① P実験を実施中の下記の第三次総合実験船2 隻が実験実施方案に記載されていない航路に一 時的に就航することについて、事務局より報告 がなされた。
 - ・とらいとんはいうえい…P.G.、中南米

- ・みしがんはいうえい……南米西岸
- ② 第三次総合実験船における新卒者の乗船実習 について、前回の委員会(6月開催)以降5隻 5名の実績があったことが事務局より報告がな された。
- ③ 第三次総合実験報告書が提示された。

【参考資料】

近代化船の現状(平成4年8月末現在)

表1 近代化船の種類別一覧

| | 種 別 | | 社 数 | 隻 数 | 千総トン | | |
|----|-----|----|-----|-----|------|-----|-------|
| 1, | 第三 | 次総 | 合実 | | 11 | 32 | 2,114 |
| 2. | С | 実 | 用 | 船 | 9 | 17 | 1,494 |
| 3. | В | 実 | 用 | 船 | 22 | 49 | 3,933 |
| 4. | A | 実 | 用 | 鉛 | 11 | 15 | 1,003 |
| | | 計 | | | | 113 | 8,544 |

表 2 近代化船の船種別一覧

| 第三次総合実験船 | | | C J | ₹験船 | ВЯ | 長用 船 | A | ミ用 船 | 合 | 計 |
|------------|----|-------|-----|-------|----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | 隻数 | 千総トン | 隻数 | 千総トン | 隻数 | 千総トン | 隻数 | 千総トン | 隻数 | 千総トン |
| 1. コンテナ船 | 12 | 507 | 3 | 114 | 2 | 65 | 1 | 37 | 18 | 723 |
| 2. 撒 積 船 | 13 | 1,301 | 3 | 223 | 25 | 1,999 | 2 | 201 | 43 | 3,724 |
| 3. 自動車専用船 | 7 | 306 | 2 | 98 | 5 | 158 | 2 | 39 | 16 | 601 |
| 4. タ ン カ ー | 0 | 0 | 7 | 986 | 14 | 1,602 | 7 | 602 | 28 | 3,190 |
| 5. LPGタンカー | 0 | 0 | 2 | 73 | 2 | 92 | 3 | 124 | 7 | 289 |
| 6. 重 量 物 船 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7. 貨 物 船 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 17 | _ 0 | 0_ | 1 | 17 |
| 計 | 32 | 2,114 | 17 | 1,494 | 49 | 3,933 | 15 | 1,003 | 113 | 8,544 |

3. 平成3年のわが国外航定期航路配船状況

当協会では、昭和35年以来運輸省の協力の下、船舶運航事業者が海上運送法第19条の4および第19条の5の規定に基づいて運輸大臣に届け出た貨物定期航路事業の現状を取りまとめ発表しているが、このほど平成4年版を発行したので、以下にその概要を

紹介する。

1. 航路全般

本年4月1日現在における外航定期航路は62航路、配船社数は33社で、前年より2航路増、2社

減少となった。また、平成3年(暦年)における 航海実績は5,604航海で、前年に対して585航海 (11.7%) 増となった。(表1参照)

なお、コンテナ船と在来定期船の比率は、航路 数で53:47、航海数で41:59となっている。

2. コンテナ航路

三国間をふくむコンテナ船の配船社数は7社で、 前年より1社減となった(日本郵船と日本ライナ ーシステムの合併による)。このうち、5社は三国 間航路にも配船を行っている。

平成3年(暦年)の航海実績は2,314航海で、前年に対して181航海(8.5%)増となった。このうち、わが国向・発のコンテナ船は1,641航海で、前年より12航海(0.7%)増であるのに対して、三国間コンテナは169航海(33.5%)増と著しい伸びをしめした。(表1、2参照)

これを、当協会で仕分けした航路の区分(I~V) ごとにみると、三国間航路の極東/オセアニア (III)、極東・南アジア域内(IV)、その他(V)の伸びが著しいが、日本/欧州(I)は横ばい、日本・極東/北米(II)は減少となっている。(表 4 参照)

3. 在来定期船航路

三国間をふくむ在来定期船の配船社数は前年より2社減少の33社である。このうち、5社は三国間航路への配船も行っている。

平成3年(暦年)の航海実績は3,290航海で、前年に対して375航海(12.9%)増となった。このうち、わが国向・発の在来定期船は3,219航海で、前年より404航海(14.0%)と大幅増となった。(表1、3参照)

これを、当協会で仕分けした航路の区分(I~V) についてみると、日本/極東航路(IV)は平成3 年実績で在来定期船の航海数全体の89%を占めて おり、前年実績に対しても443航海(17.7%)増加 となっている。(表4参照)

表 1 わが国外航定期船航路総括表

| | | 配船 | 分航路数お | 航 海 数 | | | | | |
|---|---------|----------|---------------------|----------|--------|-------------|-------------|----------|----------|
| 区 | 分 | 平成3年4 | 平成3年4月1日現在 平成4年4月1日 | | 月1日現在 | 平成2年 | が出った | 増減 | |
| | | 航路数 | 社 数 | 航路数 | 社 数 | 一八五十 | 平成3年 | 省 | 比 率 |
| | 日本向•発航路 | 航路 18 | 社 8 | 航路 19 | 社 7 | 航海 1,629 | 航海 1,641 | 航海 12 | % 0.7 |
| コンテナ船 航路 | 三国間航路 | 11 | 5 | 14 | 5 | 504 | 673 | 169 | 33.5 |
| | 小 計 | 29 | 8 | 33 | 7 | 2,133 | 2,314 | 181 | 8.5 |
| - | 日本向・発航路 | 26 | 34 | 24 | 33 | 2,811 | 3,219 | 408 | 14.5 |
| 在来定期船 航路 | 三国間航路 | 5 | 2 | 5 | 2 | 75 | 71 | 4 | ▲0.5 |
| ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 小 計 | 31 | 34 | 29 | 33 | 2,886 | 3,290 | 404 | 14.0 |
| 合 | 計 | 60 | 35 | 62 | 33 | 5,019 | 5,604 | 585 | 11.7 |

⁽注) 航海数は平成2年、同3年の各暦年による実績。

表 2 コンテナ船の航路別配船社数および航海実績

| | 煎路 | 航 路 名 | 配船 | 社 数 | 舟 | 九海 実 緩 | į |
|---------|---------------|---|---|------------------|--|---|--|
| | 航路 の 区分 | . 면 보다 <u>1</u> 日 | 3年4月 1日現在 | 4年4月 1日現在 | 平成2年 | 平成3年 | 増減 |
| | I | 欧州・コンテナ 地中海・コンテナ 紅海・コンテナ | 社 3 2 2 | 社 3 2 2 | 航海 156 50 52 | 航海 156 50 52 | |
| 日本台 | II | ニューヨーク・コンテナ 北 米 北 西 岸 ・ コ ン テ ナ 北米カリフォルニア・コンテナ | 4 4 4 | 2 3 3 | 86 208 210 | 88 208 209 | 2 — • 1 |
| 口本向・発 | Ш | ホ ノ ル ル ・ コ ン テ ナ 東 豪 州 ・ コ ン テ ナ 西 豪 州 ・ コ ン テ ナ ニュージーランド・コンテナ | $egin{array}{cccc} 1 & & & & \\ 4 & & & & \\ 3 & & & & 2 & \end{array}$ | 1 3 3 2 | 24 67 26 24 | 20 63 26 24 | ▲ 4 ▲ 4 — |
| コンテナ船航路 | īV | 一 カー・ | 3 - 4 - 1 3 4 2 (3) | 2 | 115 52 128 — 52 52 52 159 110 (110) | 50 151 — 52 65 260 110 (110) | ▲ 115 ▲ 2 23 —————————————————————————————————— |
| | ν | ペルシャ湾・コンテナ 南アフリカ・コンテナ | 4 3 | 3 3 | 28 30 | 27 30 | A 1 |
| | | 計 | 8 (18航路) | 7 (19航路) | 1,629 | 1,641 | 12 |
| | I | 極東/欧州・コンテナ | | 1 | | _ | |
| | П | 極 東 / 北 米 東 岸 ・ コ ン テ ナ 極東/北米太平洋岸・コンテナ | 2 — | 1 1 | 102 33 | 3 102 | ▲ 99 69 |
| 三国間 | III | オーストラリア/東南アジア・コンテナ 香港/ニュージーランド・コンテナ 極 東 / 東 南 豪 州 ・ コ ン テ ナ | | 1 1 — | - | 22 24 17 | 22 24 17 |
| コンテナ船航路 | IV | 台湾/香港/海峡地・コンテナ 台湾/香港/フィリピン・コンテナ フィリピン/台湾・コンテナ マラッカストレイツ・コンテナ シンガポール/スラバヤ・コンテナ シンガポール/インド・パキスタン・コンテナ シンガポール/インド/パキスタン/スリランカ・コンテナ | 1 2 2 1 - | 3 2 1 - | 38 69 101 — 44 33 | 79 157 13 — | ▲ 38 10 56 13 ▲ 44 78 |
| | V | 東地中海フィーダー・コンテナポルトガルフィーダー・コンテナイギリス/スカンディナビア沿岸・コンテナ豪州/ペルシャ湾・コンテナ | 2 1 — 1 | 2 1 1 1 | 52 4 — 28 | 50 13 52 30 | ▲ 2 9 52 2 |
| | | 計 | 5 (11航路) | 5 (13航路) | 504 | 673 | 169 |

(注)航路の区分(I~V)は当協会で便宜的に仕分けしたもの。

表 3 在来定期船の航路別配船社数および航海実績

| | 航路 の区分 | 航 路 名 | 配船 | 社 数 | | 九海 実 紛 | |
|-------|-----------------|---------------------------------------|--------------|--------------|----------|----------|-------------|
| | 区分 | ب الار | 3年4月 1日現在 | 4年4月 1日現在 | 平成2年 | 平成3年 | 増減 |
| | | 中近東・地中海・北アフリカ | 社 2 | 社 2 | 航海 39 | 航海 51 | 航海 12 |
| | | 南西アフリカ | 2 | 2 | 31 | 36 | 5 |
| | I | 東 ア フ リ カ アフ リ カ 離 阜 三 阜 | 2 | 2 | 24 | 24 | _ |
| | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 1 | 1 | 12 | 12 | _ |
| | | | 3 | 1 | 14 | 13 | ▲ 1 |
| | | · | 2 | 2 | 23 | 24 | 1 |
| 日日 | | カリブ海 | 3 | 4 | 16 | 14 | ▲ 2 |
| 本 | II | 南 米 東 岸 | 2 | 2 | 37 | 37 | |
| 向 | | 南 米 西 岸 | 3 | 3 | 40 | 41 | 1 |
| | | 中 米 西 岸 | 4 | 3 | 24 | 24 | _ |
| 発 | Ш | 北 西 豪 州 | 3 | 3 | 12 | 7 | A 5 |
| | | ニュージーランド | 2 | 2 | 39 | 27 | ▲ 12 |
| 在 | | 台湾 | 11 | 10 | 576 | 478 | ▲ 98 |
| 来 | | 韓国 | 5 | 5 | 858 | 1,391 | 533 |
| 定 | | 中国 | 8 | 8 | 130 | 147 | 17 |
| 期 | | 台 湾 • 香 港 | 1 | _ | 73 | | ▲ 73 |
| 船 | | 香港 • 海峡地 | 6 | 7 | 425 | 498 | 73 |
| 航 | | バ ン コ ク | 3 | 2 | 216 | 145 | ▲ 71 |
| 路 | l w | イ ン ド ネ シ ア | 1 | 1 | 70 | 80 | 10 |
| | '' | フ ィ リ ピ ン | 3 | 3 | 18 | 27 | 9 |
| | | サバ・サラワク | 1 | 1 | 27 | 27 | |
| - | | ナ ホ ト カ | 3 | 3 | 20 | 20 | _ |
| | | ベトナム | 1 | _ | 3 | | ▲ 3 |
| | | パプア・ニューギニア | 2 | 2 | 12 | 12 | _ |
| | | 西 太 平 洋 | 3 | 3 | 48 | 60 | 12 |
| | | 南 太 平 洋 | 3 | 3 | 24 | 24 | _ |
| | | 計 | 34 (26航路) | 33 (24航路) | 2,811 | 3,219 | 408 |
| 三 | | 香港/ニューギニア | 1 | 1 | 19 | 19 | _ |
| 玉 | l _{IV} | 極東/西太平洋 | 1 | 1 | 14 | 14 | |
| 国間 | '' | 韓国/西太平洋 | 1 | 1 | 18 | 12 | ▲ 6 |
| 在 | | シンガポール/ミクロネシア | 1 | 1 | 12 | 12 | _ |
| 在来定期船 | V | 南 米 / オ セ ア ニ ア | 1 | 1 | 12 | 14 | 2 |
| 期船 | | ā † | 2 (5航路) | 2 (5航路) | 75 | 71 | 4 |

(注)航路の区分($I \sim V$)は当協会で便宜的に仕分けしたもの。

表 4 航路区分からみた配船社数および航海実績

| | | 配船 | 分航路おる | て配船を | 土数 | | 航 | 海 | 女 実 | 績 |
|-------|--------------------|---------|-------------|---------|-----|--------|-----------|-----------|-------------|--------------|
| | 航路の区分 | 平3・ | 4 • 1 | 平4・ | 4 • | 1 | 平成2年 | 立成で生 | 増減 | |
| | | 航路数 | 社 数 | 航路数 | 社 | 数 | | 一灰3千 | PE 1994 | 増減比 |
| | I 日本/欧州 | 航路 3 | · 社 3 | 航路 3 | | 社 3 | 航海 258 | 航海 258 | 航海 | <u>%</u> |
| | 極東/欧州(三国間) | | _ | 1 | 1 | 1 | | | | _ |
| = | Ⅱ 日本/北米 | 4 | 4 | 4 | | 3 | 528 | 525 | ▲ 3 | ▲ 0.6 |
| ン | 極東/北米(三国間) | 1 | 2 | 2 | | I | 135 | 105 | ▲ 30 | ▲22.2 |
| テー | Ⅲ 日本/オセアニア | 3 | 4 | 3 | | 3 | 117 | 113 | ▲ 4 | ▲ 3.4 |
| ナ | 極東/オセアニア(三国間) | 1 | <u> —</u> | 2 | | 2 | | 63 | 63 | <u> </u> |
| | Ⅳ 日本/極東 | 6 | 8 | 7 | | 7 | 668 | 688 | ▲ 20 | ▲ 3.0 |
| 航 | 極東・南アジア域内(三国間) | 6 | 3 | 4 | | 5 | 285 | 360 | 75 | 26.3 |
| 路 | V その他(日本向・発) | 2 | 3 | 2 | | 3 | 58 | 57 | ▲ 1 | ▲ 1.7 |
| | 〃 (三国間) | 3 | 2 | 4 | | 2 | 84 | 145 | 61 | 72.6 |
| | 小 (日本向・発コンテナ航路) | 18 | 8 | 19 | | 7 | 1,629 | 1,641 | 12 | 0.7 |
| | 🚉 (三国間コンテナ航路) | 11 | 5 | 13 | | 5 | 504 | 673 | 169 | 33.5 |
| | (計) | 29 | 8 | 32 | ļ | 7 | 2,133 | 2,314 | 181 | 8.5 |
| | I 日本/インド洋・地中海・アフリカ | 6 | 3 | 6 | l | 3 | 143 | 160 | 17 | 11.9 |
| 在 | II 日本/カリブ海・中南米 | 4 | 4 | 4 | 1 | 4 | 117 | 116 | ▲ 1 | ▲ 0.9 |
| 来 | Ⅲ 日本/オセアニア | 2 | 4 | 2 | . | 3 | 51 | 34 | ▲ 17 | ▲33.3 |
| 定 | IV 日本/極東 | 14 | 34 | 12 | 3 | 32 | 2,500 | 2,943 | 443 | 17.7 |
| 期 | 極東域内(三国間) | 4 | 2 | 4 | | 2 | 63 | 57 | ▲ 6 | ▲ 9.5 |
| 船 | V その他(日本向・発) | - | – | | - | _ | _ | _ | _ | _ |
| 航 | ル (三国向) | 1 | 11 | 1 | | 1 | 12 | 14 | 2 | 16.7 |
| 路 | 小(日本向・発在来船航路) | 26 | 34 | 24 | } ; | 33 | 2,811 | 3,219 | 408 | 14.5 |
| #-17 | 三国間在来船航路 | 5 | 2 | 5 | 1 | 2 | 75 | 71 | ▲ 4 | 5.3 |
| | 計; (計) | 31 | 34 | 29 | | 33 | 2,886 | 3,290 | 404 | 14.0 |
| 合 | 日本向 • 発航路 | 44 | 35 | 43 | ; | 33 | 4,440 | 4,860 | 420 | 9.5 |
| 計 | 三国間航路 | 16 | 6 | 18 | | 6 | 579 | 744 | 165 | 28.5 |
| l a l | | 60 | 35 | 61 | | 33 | 5,019 | 5,604 | 585 | 11.7 |

⁽注)1. 上記の「航路の区分」($I\sim V$)は当協会にて便宜的に設定したもので、表2、表3における「航路の区分」と対応する。

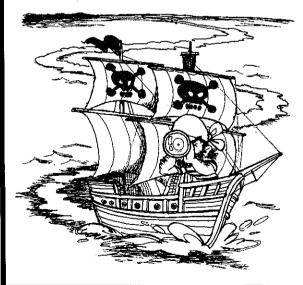
^{2.} 本区分で「極東」とはおおむね94°E、11°S、175°Eおよびアジア大陸で囲まれる範囲と定めた。

|海||運||雑||学||ゼ||ミ||ナ||−||ル| 第31回

「クルーズ」の語源は、 海賊船の「ジグザグ航行」。

最近「クルーズ」という言葉が、日本人の間でも身近かなものになってきた。この場合、「観光を目的とする客船による航海」といった意味で使われているわけだが、そのもともとの意味となると、だいぶニュアンスが異なる。

語源は、ラテン語のcrux(十字架)にあるというのが定説で、これには「横切る」という意味もある。そこから派生したkruisenという言葉が、16世紀頃のオランダの海賊たちの間で使われた。その意味は「獲物を求めて海上を行ったり来たりするジグザグ航海」というもので、これが17世紀になって英国でも使われるようになり、cruiseという言葉に変化した。



しかし、現代でも海軍用語でcruiserといえば巡 洋艦を意味しているように、最初のうちは、主に 敵船をさがして軍艦が海洋をジグザグ航海する意 味に使われていた。

やがて蒸気船が登場し、船による旅が、一般大 衆にもポピュラーなものになり始めると、「特に航 海日程を定めないレジャー目的の気ままな船旅」 といった意味にも使われだし、やがて、定期船以 外の客船による航海一般をクルーズと呼ぶように なった。

現代のクルーズは、ある目的地へ行くための交通手段というより、快適で自由な船上生活そのものを楽しむ新しいレジャーとしての側面が強い。一応日程も組まれているし、目的地もあらかじめ定まっている点が、昔の海賊船の略奪航海とはだいぶ違うが、クルーズという言葉は、そんな現代の船旅の特徴を表現するには最適な言葉だ。

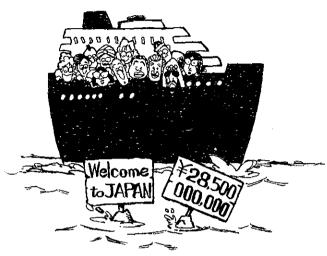
畳 6 枚分で285億円、 太平洋上に浮ぶ 日本一高価な「島」。

沖ノ鳥島は、硫黄島の南西約700キロにある太平 洋上の小環礁で、東京都小笠原支庁小笠原村に属 するわが国最南端の島。島といっても、満潮時に 海上に露出するのは北露岩と東露岩の二つの小岩 だけで、それ以外の珊瑚礁の部分は絶えず波に洗 われている。

だが、この島の付近は有数の台風の通り道。最後に残った露岩も、長年の波による浸食で水没の危機を迎えた。

そこで日本政府は、昭和62年から約2年をかけて、露岩の周囲50メートルに消波ブロックを積む

無断転載を禁じます。社団法人 日本船主協会①



補強作業を行ったが、この費用がしめて285億円。 露岩の面積は二つ合わせてわずか畳6枚分だから、 沖ノ鳥島は、畳1枚47億5,000万円の日本一高価な 土地ということになってしまった。

しかし、もしこの島がなくなれば、わが国は約40万平方キロメートルの排他的経済水域を失うことになる。日本の国土面積を上回るこの広大な経済水域の漁業資源や海底の鉱物資源を考えれば、この補強工事は、資源小国日本にとって、決して高い買物とはいえないだろう。

輸入木材の検才法は、 国や地域で方式いろいろ。

私たち日本人は、木の家に住み、木で作られた 道具を用い、木のある暮らしの中で、さまざまな 生活文化を作りだしてきた。その重要な資源であ る木材の国内需要量の55% (1990年) を、私たち は海外に依存し、そのほとんどが木材専用船で運 ばれている。

ところで、こうした木材の輸入には、他の輸入

物資ではみられない面白い (言い替えればやっかいな) 特徴がある。丸太の積み高を算出するための検才法 (木材の体積の算出法) が、積地によってすべて異なることである。

まず米材(米国西岸およびカナダからの輸入木材)の場合は、スクリブナー法という方式が用いられる。これは、その丸太から製材して12インチ×12インチ×1インチの板が何枚とれるかを求めるもので、実績に基づく材積表によって求められる。

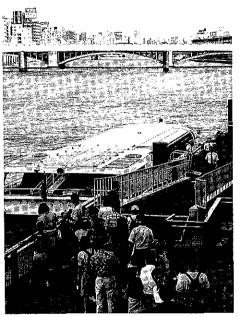
南洋材(マレーシア、インドネシアなど東南アジアからのもの)では、地域によってブレレトン・スケールとホッパス糸回し法という二つの方式のいずれかが用いられる。前者は、木材両断面の平均直径と全体の長さをもとに算出する方式。一方、後者は、樹皮を除く木材中央部の周囲の実測値と全体の長さをもとに算出するものだ。

北洋材(旧ソ連からのもの)で用いられるのは、ゴズダルスッベンヌイ・スタンダルドという旧ソ連邦の国家規格で、末口(細い方の切断面)の直径をもとに2センチごとに径級分けし、径級と長さを、定められた材積表に当てはめて材積を割りだす。

ニュージーランド材では、ジャパニーズ・ハーコンダールと呼ばれる方法が用いられる。これは末口の断面の直径に、長さによって定められたある係数を加えて丸太の中央の周囲を算出し、これをもとに材積を算出するものだ。

こうした異なる検才方式は、輸入相手国(地域) のそれぞれの商習慣や国の規則によるもので、実際に算出される材積も、それぞれ相当の差が生まれる。つまり丸太材の材積に関しては、世界共通のものさしが存在しないというわけである。

9. 12サタデープラン参加事業 「東京港・船の見学会」の開催



▲出航前風景

当協会では、2学期からスタートした学校 週5日制実施にともない、文部省より運輸省 を通じて要請のあった9.12サタデープラン への参加事業として、「東京港・船の見学会」 を最初の休日土曜となった去る9月12日開催 した。

当日は、435組の応募者の中から抽選により 小学生の親子55組110名を東京都水辺公社の 観覧船「さくら」に招待し、両国(隅田川) を出航後、約2時間にわたり東京港内のクル ーズを行い、航行する船舶や荷役をする船舶 を間近に見ながら、船、港およびそこで働く 人々について理解と認識を深めた。



▲航行中の船内風景

海運日誌(9月)

- 1日 船舶整備公団は長期プライムレートが0.4%引き下げられたことに伴い、金利を改定した。改定後の利率は、旅客船の建改造が5.65%、貨物船の建造、係留船への改造、貨物船の改造資金貸付、係留船への改造資金貸付等が5.7%、海洋汚染防止工事、海洋汚染防止設備資金貸付が5.6%となった。
 - ◎ 船舶輸出組合は、92年上半期(1~6月)の 世界新造船受注状況を発表した。それによると、 前年同期実績を5.1%下回る667隻、813万%となった。
 - ◎ 物流 EDI 研究会作業部会の EDIFACT 作業 部会が本格的な作業を開始した。船社などが扱 う輸出入物流手続きや付随業務の EDI 化を検討 したほか、コンテナ船の貨物積載位置情報 (ベ イプラン)を港湾ターミナル間で交換するため の標準メッセージづくりをはじめた。
- 7日 通産省エネルギー庁は91年度エネルギー需給 実績(速報)を発表した。それによると、1次 エネルギー総供給量は原油換算で5億3,100万キ ロリットルで、前年度に比べ1.0%の低い伸びに とどまった。エネルギー源別の構成比をみると、 石油が低下、石炭や天然ガス、水力、原子力な どが伸びた。
- 9日 TSA (太平洋航路安定化協定) は、9~11月 期 (TSA 第 3 四半期) の船腹凍結率を現行のま ま8%に据え置くと発表した。
- 10日 運輸省は、平成5年度の運輸関係税制改正の 要望事項を決定した。それによると、全体では 59項目(うち新規26項目)と前年より項目数を 絞り込んだ半面、新規項目が増え、省力化・環 境・身体障害者の各対策に重点を置いている。
 - ◎ 日本港運協会は理事会を開催し、船社が協調 配船などにより埠頭の共同使用を行っていることに対して自粛するよう強く申し入れを行うことを決めた。
- 11日 大蔵省は8月の貿易統計(通関ベース、速報)

を発表した。それによると、輸出総額は265億2,726 万ドル(前年同月比6.9%増)、輸入総額は190億 2,322万ドル(同比0.4%減)、輸出額から輸入額 を差し引いた輸出超過額75億403万ドル(同比 31.6%増)となった。

- 17日 運輸省は、エネルギー資源の安定輸送確保に 関する調査研究を行うため、学識経験者、事業 者、民間研究機関、行政による委員会を設置し た。
- 18日 外航労使で構成する新たなマルシップ混乗管 理委員会は第13回委員会を開催し、12隻(新造 船3隻、既存船9隻)の審査申請を承認した。
- 22日 国民の祝日「海の日」制定推進会議は、宮澤 喜一内閣総理大臣に国民の祝日「海の日」制定 に関する要望書を提出した。
- 24日 当協会は定例理事会を開催し、当面する海運 対策および平成5年度税制改正の要望事項を取 りまとめた。(P.4海運界の動き1、2参照)
 - ◎ 日本郵船は、ドイツ船社ハパクロイドとシンガポール船社ネプチューンオリエントラインズとの3社で日本・極東/北米西岸・東岸/欧州航路を新規に開設することで合意したと発表した。3社で合計12隻の2,700TEU型コンテナ船を投入、ウィークリー・サービスを提供するもので、来年春の開設をめどとしている。
- 30日 日韓海運当局間協議が東京で開催された。定期旅客船航路問題に加え、日本船社の日韓貨物 航路参入については、韓国側が95年の市場開放 に向け早期実現を表明、また来年6月末までに 日本の貨物運送取扱事業者の参入自由化を約束 した。

9月の対米ドル円相場の推移

高 値 119.20円(30日)

安 値 124.95円(14日)

平 均(月間) 122.72円

(注)銀行間取り引きによる

9月定例理事会の模様

(9月24日、日本船主協会役員会議室において開催)

広報委員会関係報告事項

1. 平成5年度の広報活動方針について

当協会の広報活動は、"船が支える日本の暮らし" をキャッチフレーズにして、四面海に囲まれた資源 の乏しい加工貿易立国日本の経済や国民生活の維持 発展に果たす海運の役割や重要性について、広く国 民各層に理解を深めるとともに、海運業を明るく、 身近なものと感じられるようテレビ、新聞などの媒 体を通じてパブリシティを実施してきた。

当委員会では、平成5年度の広報活動方針について検討した結果、原則的には従前同様、わが国海運業のステイタス向上とイメージアップを図るべく広報事業を推進することとし、併せて国民の祝日「海の日」制定推進会議が中心に展開している一般国民との接点となる祝日"海の日"の制定実現に向け、広く世論の盛り上げに努め、地方議会における意見書の採択促進、および100万人以上を目標とする署名運動についても積極的に支援することとなった。

以上のような考え方に基づき、平成5年度においては、①テレビ、ラジオ、ファミリーコンサート、活字パブリシティ、船の見学会等による一般国民への広報、②経済誌による有識者等への広報、③ビデオ、学生新聞・学年誌等による学校・学生向け広報、および④PRパンフレットの作成・配布による広報等を行う計画である。

海務委員会関係報告事項

- 1. アセアン海域の流出油防除体制確立のための協力要請について
 - (1) 現在、油流出事故の多国間の処理対応に関する国際的な枠組みは次のとおりである。
 - ① IMOとUNEP (国際環境計画) の連携により、地域別の緊急防除体制の確立。
 - (北欧地域等では既に協定が成立しているが、 東南アジア地域ではアセアン諸国が準備を進 めている。)
 - ② エクソン・バルディース号を契機に、1990 年にIMOで採択された「油汚染に対する準備 ・対応および国際協力条約」(現在未発効、日 本は近く批准予定)
 - (2) 運輸省および海上保安庁は、アセアン諸国が 構築予定の地域体制を支援・協力するため、昨 年来協議を重ねている。

同構想では、地域体制の早期確立を促進させるために

- ① 各国が保有する油防除資機材の増強
- ② 油防除関連情報システムの整備
- ③ 要請があれば専門家の教育・訓練 について協力する方針とし、さらに各国と調 整することとしている。
- (3) これに要する費用はODAおよび民間資金(10億円相当)をあてる計画であり、運輸省当局より当協会に対し、明年度以降2億円規模の協力要請があり、さらに詳細な内容を確認することとしている。

労務委員会関係報告事項

 20条問題小委員会について (本誌1992年8月号P.40内外情報2参照)

外航船舶解撤促進特別委員会関係報告事項

1. 船舶解撤問題共同検討委員会の海外調査について (中間報告)

(本誌1992年8月号P.6海運界の動き2および本号P.13海運界の動き4参照)

会員異動

〇入会

平成4年9月1日付 大三海運株式会社(京浜地区所属)

○退会

平成4年9月30日付 南北産業株式会社(京浜地区所属) 平成4年10月1日現在の会員数164社 (京浜106社、阪神44社、九州14社)

陳情書・要望書等(9月)

宛 先 : 自由民主党政務調査会、税制調査会他

件 名 : 平成5年度海運関係税制改正要望重点

事項

要 旨 : P.9海運界の動き2参照

宛 先 : 自由民主党政務調査会、税制調査会他

件 名 : 大規模外貿コンテナ埠頭に対する固定

資産税および都市計画税の特例措置の

適用範囲の拡大について

要 旨: P.9海運界の動き2参照

宛 先 : 内閣総理大臣・自由民主党総裁

件 名 : 国民の祝日「海の日」制定推進に関す

る要望について

要 旨: 本誌1992年3月号P. 34参照

海運関係の公布法会(9月)

御 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行 規則の一部を改正する省令 (運輸省令第26号、平成4年9月1日公布、即 日施行)

- 海難審判法施行令の一部を改正する政令
 (政令第312号、平成4年9月28日公布、10月1日施行)

国際会議の開催予定(11月)

UNCTADサービス委員会海運部会 11月2日~6日 ジュネーブ

IMO第69回理事会

船協だより

11月16日~20日 ロンドン

BIAC海運委員会

11月16日 パリ

ICC海運委員会

11月18日 パリ

OECD海運委員会

11月23日~27日 パリ

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(69CLC)および油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(71FC)改正外交会議

11月23日~27日 ロンドン

第2回OSPAR協力会議

11月30日~12月4日 ジャカルタ

会議日誌(9月)

1日 船員対策特別委員会幹事会

2日 政策幹事会

3日 財務幹事会

8日 オーナー部会

一土会

11日 船積手続専門委員会

港湾幹事会

危険物小委員会

啓水会

電波研究会

14日 海務幹事会

港湾協議会一般幹事会

16日 財務委員会/同幹事会合同会議

17日 オペレーター部会

港湾委員会

海務委員会/同専門委員会合同会議

総務幹事会

新造船幹事会

国際幹事会

港湾協議会委員会

21日 労務委員会/同専門委員会合同会議

船員対策特別委員会

広報委員会

保船幹事会

特殊貨物小委員会

22日 近海内航部会

工務委員会/同専門委員会合同会議

船協月報編集会議

24日 定例理事会

常任理事会/政策委員会合同会議

総務委員会

25日 京浜地区船主会

啓水会

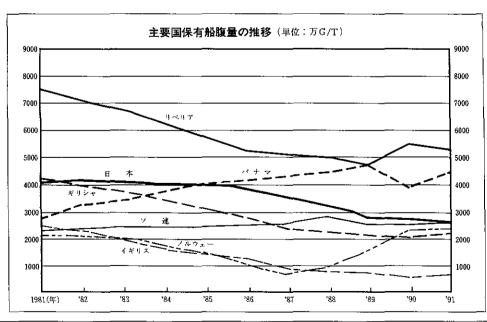
資材研究会

28日 労務懇話会

船内食料研究会

29日 海務研究会

| 船 | 腹 | 1 • 世界船腹量の推移 |
|------|--------|--|
| | | 2 • 日本商船船腹量の推移 |
| | | 3・わが国外航船腹量の推移38 |
| 造 | 船 | 4 ・世界造船状況(進水・建造中・未着工) |
| | | 5 ・わが国造船所の工事状況 |
| 海上荷酮 | 助き量 | 6 ・世界の主要品目別海上荷動き量40 |
| | | 7 ・ わが国の主要品目別海上荷動き量 40 |
| | | 8 ・ 不定期船自由市場の成約状況 40 |
| 主要航 | 格の成約運賃 | 9・原油(ペルシャ湾/日本・ペルシャ湾/欧米) 41 |
| | | 10・穀物(ガルフ/日本・北米西岸/日本・ガルフ/西欧)42 |
| | | 11・石炭(ハンプトンローズ/日本)・鉄鉱石(ツバロン/日本・ツバロン/西欧) … 43 |
| 運賃指 | 数 | 12・タンカー運賃指数 44 |
| 用船料 | 省数 | 13・貨物船用船料指数45 |
| 係船舶 | 腹 | 14・係船船腹量の推移 46 |
| スクラ | ップ船腹 | 15・スクラップ船腹量の推移47 |
| 日本海 | 運の輸送状況 | 16・わが国貿易の主要貨物別輸送状況 48 |
| | | 17・日本船の輸出入別・船種別運賃収入48 |
| 内航海 | 東運 | 18・内航船の船腹量・・・・・・49 |
| | | 19 • 国内輸送機関別輸送状況 49 |
| | | 20・内航海運の主要品目別輸送実績49 |



1・世界船腹量の推移

| 年 | 世 | 界 合 | 計 | タ | ンカ | _ | オア・ | バルクキ・ | ャリア | そ | Ø | 他 |
|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 隻 数 | 千G/T | 対前年 伸び率 | 隻 数 | 千G/T | 対前年 伸び率 | 隻 数 | 千G/T | 対前年 伸び率 | 隻 数 | 千G/T | 対前年 伸び率 |
| 1965 1970 1975 1980 | 41,865 52,444 63,724 73,832 | 160,392 227,490 342,162 419,911 | - - 1.7 | 5,307 6,103 7,024 7,112 | 55,046 86,140 150,057 175,004 | - - 0.5 | 1,403 2,528 3,711 4,706 | 18,757 46,651 85,548 109,596 | _ _ _ _ 1.2 | 35,155 43,813 52,989 62,014 | 86,589 94,699 106,557 135,311 | - - 3.7 |
| 1985 1986 | 76,395 | 416,269 | ▲ 0.6 | 6,590 | 138,448 | ▲ 4.1 | 5,391 | 133,983 | 4.4 | 64,414 | 143,837 | 0.7 |
| 1987 1988 1989 1990 1991 | 75,266 75,240 75,680 76,100 78,336 80,030 | 404,910 403,498 403,406 410,481 423,627 436,027 | ▲ 2.7 ▲ 0.3 ▲ 0.0 1.8 3.2 2.9 | 6,490 6,490 6,565 6,383 6,609 6,768 | 128,426 127,660 127,843 129,578 134,836 138,897 | ↑7.2 ↑0.6 0.1 1.4 4.1 3.0 | 5,274 5,099 4,980 5,061 5,156 5,201 | 132,908 131,028 129,635 129,482 133,190 135,885 | ▲ 0.8 ▲ 1.4 ▲ 1.1 ▲ 0.1 2.9 2.0 | 63,502 63,651 64,135 64,656 66,571 68,061 | 143,576 144,810 145,928 151,421 155,601 161,245 | ▲ 0.2 0.9 0.8 3.8 2.8 3.6 |

⁽注) ①ロイド船腹統計による100G/T以上の鋼船で 漁船および雑船を含む。②毎年7月1日現在。③オア・バルクキャ リアには兼用船を含む。

2 ・日本商船船腹量の推移

| 年 | 合 計 | タンカー | 貨物船 | その他 |
|--------------------------------------|--|--|--|--|
| | 隻 数 千G/T 対前年 伸び率 | 隻 数 千G/T 対前年 伸び率 | 隻 数 千G/T 対前年 伸び率 | 隻 数 千G/T 対前年 伸び率 |
| 1970 1975 1980 1985 1986 | 7,867 23,715 — 8,832 38,198 — 8,825 39,015 — 8,225 38,141 — 8,024 35,619 ▲ 6.6 | 2,113 8,883 — 1,893 17,414 — 1,728 17,099 — 1,392 13,610 — 1,333 11,611 • 14.7 | 5,282 14,563 — 6,223 19,752 — 6,386 20,819 — 6,123 23,360 — 5,983 22,832 ▲ 2.3 | 710 1,171 — 708 1,176 0.4 |
| 1987 1988 1989 1990 1991 | 8,250 32,831 A 7.8 7,939 29,193 A 11.1 7,777 26,367 A 9.7 7,668 25,186 A 4.5 7,568 24,740 A 1.8 | 1,288 10,416 ▲10.3 1,277 9,275 ▲11.0 1,244 7,951 ▲14.3 1,209 7,586 ▲ 4.6 1,164 7,244 ▲ 4.5 | 6,249 21,156 A 7.7 5,961 18,682 A 11.7 5,845 17,134 A 8.3 5,745 16,240 A 5.2 5,694 16,046 A 1.2 | 713 1,259 7.1 701 1,236 A 1.8 688 1,283 3.8 714 1,360 6.0 710 1,450 6.6 |

⁽注) ①1970年まで運輸省発表 1975年以降は日本船主協会発表のそれぞれ100G/T以上の鋼船で 官庁船 その他の特 殊船は含まない。

3・わが国外航船腹量の推移

| 年 | | 合 | 計 | | | 日 2 | ト 船 | • | | 外 国 | 用 船 | |
|----------------------|-------------------------|------------------|-----------------------------|------------------------|---------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|
| | 隻 数 | 千G/T | 千D/W | 対前年 伸び率 | 隻 数 | 千G/T | 千D/W | 対前年 伸び率 | 隻 数 | 千G/T | 千D/W | 対前年 伸び率 |
| 1975 1980 | 2,469 2,505 | 65,227 | 105,100 115,205 | _ | 1,317 1,176 | 33,486 34,240 | 58,040 59,073 | | 1,152 1,329 | 26,003 30,987 | 47,060 56,132 | _ |
| 1984 | 2,135 | | 97,756 | | 1,055 | 33,249 | 55,350 | ▲ 4.1 | 1,080 | 23,766 | 42,409 | 1.7 |
| 1985 1986 1987 | 2,435 2,249 2,082 | 55,474 | 105,652 91,690 88,736 | 8.1 ▲ 13.2 ▲ 3.2 | 1,028 957 816 | 33,470 30,809 28,200 | 55,512 50,377 45,528 | 0.3 ▲ 9.3 ▲ 9.6 | 1,407 1,292 1,266 | 28,691 24,665 26,314 | 50,140 41,314 43,208 | 18.2 ▲ 17.6 4.6 |
| 1988 1989 | 2,127 2,002 | 55,369 55,168 | 89,054 87,937 | 0.4 • 1.3 | 640 532 | 24,582 21,691 | 39,768 35,260 | ▲ 12.7 ▲ 11.3 | 1,487 1,470 | 30,787 33,477 | 49,286 52,677 | 14.1 6.9 |
| 1990 | 1,992 | 57,316 | 91,200 | 3.7 | 449 | 20,406 | 33,163 | ▲ 5.9 | 1,543 | 36,910 | 58,036 | 10.2 |

⁽注) ①運輸省海上交通局による2000G/T以上の外航船。 ②対前年伸び率はD/Wによる。

②1960~1970年は毎年3月末 1975年以降は7月1日現在。 ③1970年以降貨客船は3,000G/T以上のものは貨物船に 3,000G/T未満のものは客船に含む。

= 造 船 =

4 ・世界造船状況 (進水・建造中・未着工)

| <u>X</u> | 期間・時点 | î | 全 | + | タン | カー | バルク | キャリア | 一般 | 貨物船 | 漁船• | その他 |
|----------|--|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|
| 分 | 初间 时点 | 隻 数 | 千G/T | 伸び率 | 隻 数 | 千G/T | 隻 数 | 千G/T | 隻 数 | 千G/T | 隻 数 | ∓G/T |
| 進水船舶 | 1987 1988 1989 1990 1991 1991 I III III | 1,438 1,535 1,450 1,472 1,521 376 423 350 372 | 9,621 11,802 12,721 14,680 16,678 4,038 4,863 4,138 3,639 | | 144 162 159 134 187 31 53 44 59 | 3,083 4,542 5,362 4,583 7,653 1,272 2,494 2,139 1,748 | 101 65 92 114 78 29 14 16 19 | 2,546 2,784 3,624 5,160 3,152 1,305 545 708 594 | 146 178 189 282 326 83 86 86 71 | 2,548 2,819 1,986 2,967 3,774 891 1,166 922 795 | 1,088 1,130 1,010 942 930 233 270 204 223 | 1,444 1,657 1,749 1,970 2,099 570 658 369 502 |
| 建造中船舶 | 1987 1988 1989 1990 1991 1991 I III IV | 1,210 1,288 1,275 1,291 1,355 1,268 1,222 1,264 1,355 | 9,694 11,622 12,452 13,569 15,896 13,657 14,191 15,247 | ▲ 12.3 19.9 7.1 9.0 17.1 0.6 3.9 7.4 | 123 125 133 148 206 149 162 184 206 | 3,493 4,461 4,338 5,617 7,596 5,775 6,623 7,404 7,596 | 62 83 84 78 67 65 59 57 67 | 2,204 2,887 3,552 3,081 2,341 2,422 2,090 2,059 2,341 | 147 161 207 231 305 252 228 274 305 | 2,665 2,730 3,124 | 878 919 851 834 777 802 773 749 777 | 1,528 2,409 2,536 2,738 2,763 2,795 2,748 2,660 2,763 |
| 未着工船舶 | 1987 1988 1989 1990 1991 1991 I III III | 827 940 1,177 1,342 1,175 1,247 1,202 1,169 1,175 | 12,931 18,603 26,221 27,267 24,139 25,380 25,301 | 0.6 43.9 41.0 4.0 • 7.9 5.1 • 0.3 | 160 234 230 218 227 214 | | 58 88 123 90 129 77 77 103 129 | 3,454 5,862 3,079 3,523 | 260 378 | 2,234 4,213 5,331 3,934 4,869 4,574 4,043 | 552 601 556 574 531 | 1,678 2,054 2,397 3,140 2,778 3,306 3,438 |

- (注) ①ロイド造船統計による100G/T以上の鋼船(進水船舶の年別は年報 その他は四半期報による)。 ②進水船舶は年間 建造中および未着工の年別は12月末 期別は四半期末すなわち3 6 9 12月末。 ③バルクキャリアには兼用船を含む。一般貨物船は2,000G/T以上の船舶。 ④四捨五入の関係で末尾の計が合わない場合がある。

5・わが国造船所の工事状況

| 年 | | 進っ | k . | 量 | | 工事中 | 户船: | 舶 | : | 未着二 | C. 船: | 舶 | | 手持ち | 工事 | 量 |
|--------------------------------------|---------------------------------|---|----------------------------|---|---------------------------------|---|----------------------------|---|---------------------------------|---|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------|-----------------|----------------|---|
| | 計 うち国内船 | | 国内船 | | 計 | うち | 国内船 | | | うち | 国内船 | | 計 | うち | 国内船 | |
| | 隻数 | 千G/T | 隻数 | 千G/T | 隻数 | ∓G/T | 隻数 | ∓G/T | 隻数 | ∓ G/T | 隻数 | ∓G/T | 隻数 | 千G/T | 隻数 | ∓G/T |
| 1981 1982 1983 1984 1985 | 230 236 254 278 216 | 7,548 6,944 6,134 7,305 7,558 | 64 54 54 57 57 | 2,475 2,270 1,408 2,026 2,618 | 132 130 141 178 166 | 4,578 4,775 4,134 5,079 5,307 | 33 37 27 38 32 | 1,323 2,082 1,317 1,679 1,679 | 190 210 136 322 169 | 6,102 5,573 3,606 7,555 5,231 | 11 10 12 26 12 | 473 331 321 554 493 | 340 277 500 | 7,740 12,635 | 47 39 64 | 1,796 2,413 1,638 2,233 2,171 |
| 1986 1987 1988 1989 1990 | 145 96 130 156 149 | 5,869 4,047 4,186 5,759 5,930 | 24 | 2,820 1,700 773 955 788 | 58 73 | 5,836 4,930 2,488 2,829 3,493 | 31 14 13 | 2,487 2,171 768 613 521 | 94 40 41 66 103 | 2,836 1,705 2,138 2,385 4,412 | 5 2 3 | 330 405 111 187 0 | 244 152 99 139 186 | 4,625 5,214 | 36 16 | 2,817 2,577 879 800 521 |

- (注) ①運輸省海上技術安全局発表の主要工場における2,500G/T以上の船舶。

 - ②進水量は午度間の実績。 ③工事中・未着工船舶は年度末の状況で 建造許可船舶を対象とする。 ④手持ち工事量は工事中・未着工船舶の合計。

=海上荷動き量=

6・世界の主要品目別海上荷動き量

| \leq | 年 | 19 | 985 | 19 | 986 | 19 | 987 | 19 | 988 | 19 | 989 | 19 | 990 | 19 | 91 |
|--------|--------------|----------------------------|------------------------------|------------|------------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------|------------|----------------------------|--------------------------|--------------|----------------------------|------------|----------------------------|
| 品 | 目 | 100万 トン | 対前年 伸び率 | 100万 トン | 対前年 伸び率 | 100万 | 対前年 伸び率 | 100万 トン | 対前年 伸び率 | 100万 トン | 対前年 伸び率 | 100万 トン | 対前年 伸び率 | 100万 トン | 対前年 伸び率 |
| 石 | 原 油 石油製品 | 871 288 | ▲ 6.3 ▲ 3.0 | | 10.0 5.9 | 970 313 | $\frac{1.3}{2.6}$ | 1,042 325 | 7.4 3.8 | 1,120 340 | 7.5 4.6 | 1,190 336 | 6.3 • 1.2 | | 0.8 A 3.9 |
| 油 | } | 1,159 | ▲ 5.5 | 1,263 | 9.0 | 1,283 | 1.6 | 1,367 | 6.5 | 1,460 | 6.8 | 1,526 | 4.5 | 1,523 | ▲ 0.2 |
| 乾貨 | 鉄石穀 の の | 321 272 181 1,360 | 4.9 17.2 ▲ 12.6 3.0 | 276 | ▲ 3.1 1.5 ▲ 8.8 0.7 | 319 283 186 1,390 | 2.6 2.5 12.7 1.5 | 304 | 7.4 5.4 | 362 321 192 1,525 | 4.0 5.6 2.0 4.5 | 192 | ▲ 4.1 6.5 0.0 3.0 | | 1.4 5.3 • 6.3 2.5 |
| 物 | 計 | 2,134 | 3.3 | 2,122 | ▲ 0.6 | 2,178 | 2.6 | 2,308 | 6.0 | 2,400 | 4.0 | 2,451 | 2.1 | 2,502 | 2.1 |
| É | 計 | 3,293 | 0.0 | 3,385 | 2.8 | 3,461 | 2.2 | 3,675 | 6.2 | 3,860 | 5.0 | 3,977 | 3.0 | 4,025 | 1.2 |

(注) ①Fearnleys「REVIEW 1991」による。②1991年の値は推計値である。

7・わが国の主要品目別海上荷動き量

| | 年 | | 1987年 | | | 1988年 | | | 1989年 | | | 1990年 | , |
|----|---------------------|--------------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 品 | 目 | 100万 ト ン | 対前年 伸び率 | 世 界 に 占める% | 100万 トン | 対前年 伸び率 | 世 界 に 占める% | 100万 ト ン | 対前年 伸び率 | 世 界 に 占める% | 100万 ト ン | 対前年 伸び率 | 世 界 に 占める% |
| 石 | 原 油 石油製品 | 160.5 41.8 | ▲ 2.1 28.2 | 16.7 13.4 | 166.9 45.8 | 4.0 9.6 | 16.0 14.1 | 178.0 49.2 | 6.6 7.2 | 15.7 14.7 | 195.5 47.5 | 9.8 ▲ 3.5 | 16.6 13.6 |
| 油 | 計 | 202.3 | 2.9 | 15.8 | 212.8 | 5.1 | 15.6 | 227.2 | 6.8 | 15.5 | 243.1 | 7.0 | 15.9 |
| 乾貨 | 鉄石穀そ の の の | 112.0 92.6 32.6 235.7 | ▲ 2.8 1.4 2.2 4.8 | 36.2 34.0 17.9 17.0 | 123.4 104.2 32.7 258.3 | 10.2 12.5 0.3 9.6 | 35.5 34.3 16.7 17.7 | 127.6 104.9 31.7 262.4 | 3.4 0.7 • 3.0 1.6 | 35.7 33.3 16.3 17.0 | 124.8 107.5 31.7 262.4 | ▲ 2.2 2.5 0.0 0.0 | 35.7 32.1 16.3 16.7 |
| 物 | 計 | 472.9 | 2.1 | 21.7 | 518.6 | 9.7 | 22.5 | 526.7 | 1.6 | 21.9 | 526.5 | ▲ 0.0 | 21.5 |
| 1 | · 計 | 675.1 | 2.3 | 19.5 | 731.4 | 8.3 | 19.9 | 753.8 | 3.1 | 19.5 | 769.5 | 2.1 | 19.4 |

(注) ①運輸省海上交通局調べによる。②各品目とも輸出入の合計である。③LPG LNGはその他に含まれる。

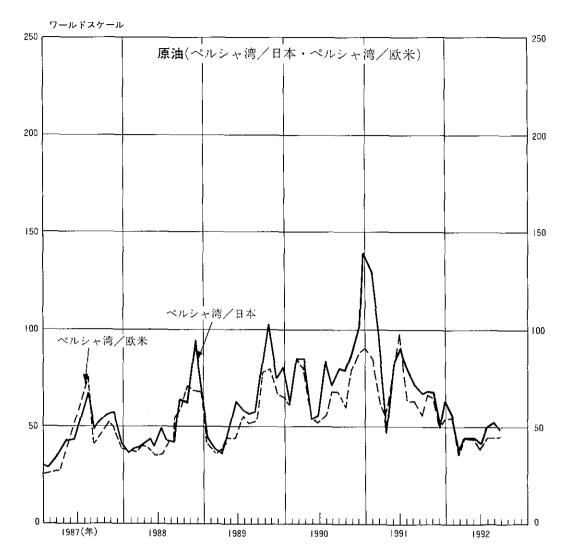
8・不定期船自由市場の成約状況

| 区分 | | | 航 | . 8 | | 用 | 船 | | | | 定期 | 用 船 |
|---|---|---|---|--|--|--|--|---|---|--|--|--|
| | シングル | 連続航海 | 合 計 | | | 品具 | 別 | 为 訳 | | | 龙 期 | /1) NG |
| 年次 | 航海 | 建 机则研 | — ¤I | 穀物 | 石炭 | 鉱石 | 屑 鉄 | 砂糖 | 肥料 | その他 | Trip | Period |
| 1987 1988 1989 1990 1991 | 148,954 133,652 116,335 129,174 125,502 12,043 | 4,559 3,373 3,091 2,462 | 159,469 138,211 119,708 132,265 123,040 | 53,027 44,629 43,613 35,022 | 26,794 21,936 | 43,909 38,448 43,626 | 1,091 529 1,018 805 761 | 4,463 3,694 3,326 4,716 3,519 | 5,040 5,369 6,814 4,173 5,043 | 107 330 164 198 1,196 | 99,710 93,307 103,815 90,980 102,775 | 23,321 25,258 24,161 14,326 25,131 |
| 12 1992 1 2 3 4 5 6 7 8 | 9,658 12,888 14,075 20,979 11,342 11,826 15,719 | 244 420 1,502 1,255 214 2,940 0 | 9,902 13,308 15,577 22,234 11,556 14,766 15,719 12,184 | 2,694 4,108 3,348 5,863 3,299 3,004 5,415 4,425 | 3,070 4,842 5,518 6,975 3,881 6,686 2,721 3,267 | 3,709 3,850 4,668 8,585 3,825 4,093 6,641 4,135 | 24 74 48 32 81 59 48 | 240 365 496 296 219 323 338 198 163 | 144 32 1,387 342 241 589 502 106 | 21 37 112 141 10 12 54 31 | 5,794 7,274 6,514 8,813 | 1,002 1,089 1,373 1,696 1,380 1,203 1,404 720 |

(注) ①マリタイム・リサーチ社資料による。②品目別はシングルものの合計。③年別は暦年。

(単位: 千M/T)

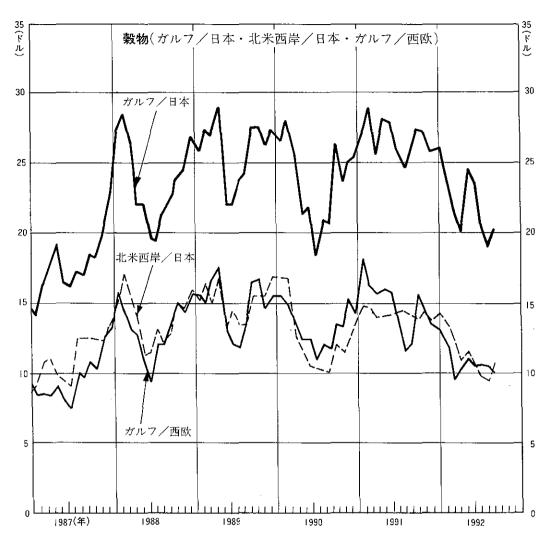
= 主要航路の成約運賃 =



9・原油(ペルシャ湾/日本・ペルシャ湾/欧米)

| | | | ペルシャ | 弯/日本 | | | | | ペルシャ | 湾/欧米 | | |
|-------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 月次 | 19 | 90 | 199 | 91 | 19 | 92 | 19 | 90 | 19 | 91 | 19 | 92 |
| | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 |
| 1 2 3 4 5 6 | 80.00 60.50 85.00 85.00 52.50 55.00 | 46.50 55.00 75.00 57.50 48.50 51.00 | 140.00 129.00 95.00 47.50 87.50 90.00 | 80.00 85.00 62.50 37.75 35.00 82.50 | 62.50 56.50 37.50 45.00 45.00 41.50 | 37.50 35.00 31.00 33.50 42.00 33.00 | 65.00 60.00 85.00 82.50 56.00 52.50 | 47.25 46.00 70.00 49.50 45.00 47.50 | 90.00 87.50 61.00 52.50 73.75 90.00 | 59.50 61.00 52.50 35.00 45.00 69.50 | 54.00 55.00 36.00 45.00 44.50 38.00 | 33.00 32.50 32.00 31.00 35.00 32.00 |
| 7 8 9 10 11 12 | 82.50 70.50 79.00 78.00 88.00 100.00 | 52.50 47.50 54.50 51.00 65.00 87.50 | 80.00 71.00 66.00 68.00 67.50 49.50 | 52.50 62.75 46.50 57.50 52.50 39.00 | 50.00 52.00 49.00 | 39.50 45.50 41.60 | 55.00 67.50 67.50 60.00 77.50 87.50 | 50.00 50.00 52.50 46.50 48.00 70.00 | 62.50 62.50 55.00 66.25 64.00 50.00 | 49.00 52.00 45.00 49.00 49.50 38.00 | 45.00 45.00 46.25 | 37.50 42.50 38.00 |

⁽注) ①日本郵船調査部資料による。②単位はワールドスケールレート。1989年1月以降 新ワールドスケールレート。 ③いずれも20万D/W以上の船舶によるもの。④グラフの値はいずれも最高値。

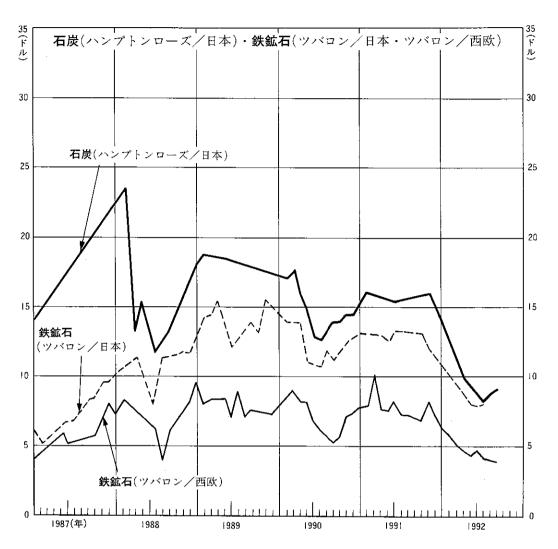


10・穀物 (ガルフ/日本・北米西岸/日本・ガルフ/西欧)

(単位:ドル)

| | | ガルフ | /日本 | | 北米西 | | 是/日本 | | | ガルフ | /西欧 | |
|-------------------------------|--|--|--|--|-------|--|------|--------------------------------|--|--|---|---|
| 月次 | 19 | 91 | 19 | 92 | 1991 | | 19 | 92 | 19 | 91 | 19 | 92 |
| | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 |
| 1 2 3 4 5 6 | 25.50 27.25 29.00 25.50 28.25 28.00 | 25.00 25.00 23.25 22.00 23.00 24.00 | 26.00 23.50 21.50 20.00 24.50 23.40 | 23.00 20.50 19.00 18.90 20.75 18.25 | 14.00 | 12.90 14.40 .60 12.75 .25 | | 13.75 12.25 11.75 .90 | 14.20 18.25 16.32 15.76 16.00 15.79 | 13.00 14.00 15.92 13.00 13.53 13.99 | 13.00 11.75 9.50 10.25 11.01 10.48 | 11.89 9.00 8.00 9.00 10.50 10.00 |
| 7 8 9 10 11 12 | 26.00 24.75 26.25 27.50 27.25 25.75 | 23.00 23.50 25.00 25.75 24.00 24.25 | 20.50 19.00 20.10 | 17.00 17.50 17.90 | 14.35 | - 12.00 - .00 14.25 .75 | | .75 .40 9.75 | 13.82 11.51 12.00 15.61 14.76 13.50 | 11.15 10.25 10.00 11.74 13.50 11.34 | 10.59 10.50 10.00 | 9.24 8.39 8.52 |

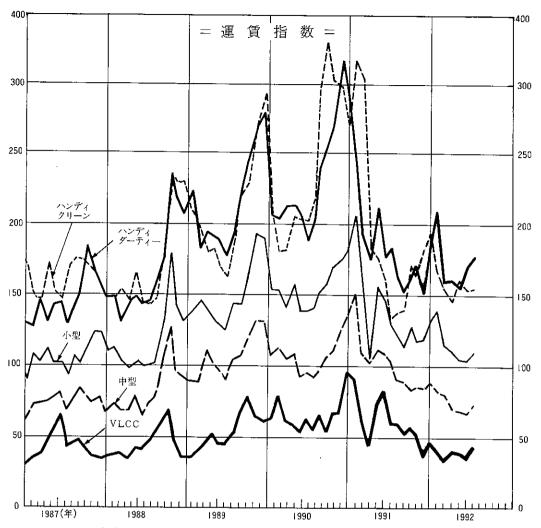
⁽注) ①日本郵船調査部資料による。②いずれも5万D/W以上8万D/W未満の船舶によるもの。 ③グラフの値はいずれも最高値。



11・石炭 (ハンプトンローズ/日本)・鉄鉱石 (ツバロン/日本・ツバロン/西欧) (単位:ドル)

| | ハンプト | ンロー | ズ/日本(| (石炭) | ツ, | バロン/日 | 本(鉄鉱 | 石) | ツ, | バロン/西 | 最高 6.35 5.75 5.00 4.75 | 万) |
|-------------------------------|---|------|------------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------------------|------|----------------------|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|--|
| 月次 | 1991 | | 19 | 92 | 19 | 91 | 19 | 92 | 19 | 91 | 19 | 92 |
| | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 |
| 1 2 3 4 5 6 | 15.00 1 16.25 — — — — — — — —————————————————————— | | 14.00 — — 9.90 9.85 | | 13.00 12.90 13.25 | 12.50 - 12.30 .50 12.00 | 8. | - - .75 .00 | 7.75 7.90 10.25 7.65 7 | 7.50 7.60 7.50 7.50 7.50 | 5.75 5.00 4.75 4. | 5.60 4.45 4.85 4.00 30 4.10 |
| 7 8 9 10 11 12 | 15.95 _ 1 | 3.50 | 8. | .25 .80 .20 | 13 | 12.00 - .15 .10 .00 | 8.00 | 7.25 | 8.15 | 7.10 6.25 - .85 6.75 | | 4.00 3.75 |

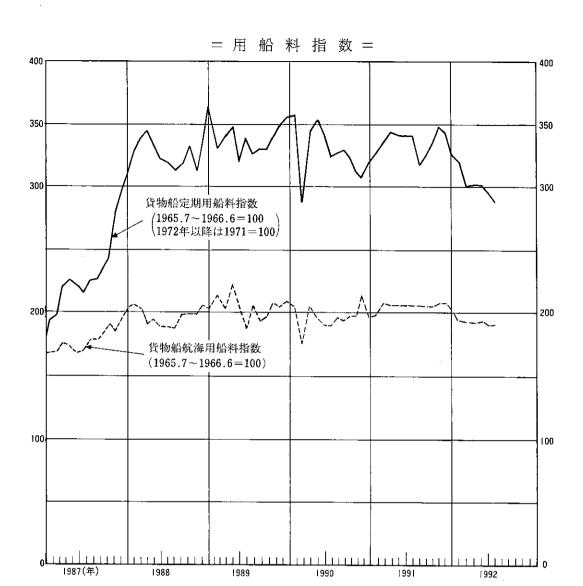
⁽注) ①日本郵船調査部資料による。②いずれも10万D/W以上15万D/W未満の船舶によるもの。 ③グラフの値はいずれも最高値。



12・タンカー運賃指数

| | | | | | タ | ン | 力 | - 進 | 賃 | 指 | 数 | | | | |
|-------------------------------|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 月次 | | | 1990 | | | | | 1991 | | | | | 1992 | | |
| | VLCC | 中型 | 小型 | H•D | H•C | VLCC | 中型 | 小型 | H•D | н•с | VLCC | 中型 | 小型 | H•D | H•C |
| 1 2 3 4 5 6 | 60.5 63.2 79.3 62.1 57.3 53.1 | 132.0 108.3 113.4 106.5 108.5 95.2 | 190.3 153.0 152.0 143.0 159.4 139.4 | 279.6 206.5 203.6 213.4 214.1 205.6 | 292.3 209.3 182.3 183.0 204.5 203.5 | 98.2 93.3 61.4 45.9 75.3 85.9 | 137.2 151.0 110.1 102.2 112.2 108.9 | 182.6 205.8 165.5 104.4 156.2 149.1 | 290.8 250.2 194.6 176.3 212.5 178.6 | 271.0 337.3 254.0 183.9 177.8 161.5 | 48.9 41.1 33.9 40.6 39.4 36.0 | 91.2 83.8 81.3 71.6 70.1 68.9 | 133.9 140.7 115.5 110.2 104.7 103.9 | 184.7 208.5 158.3 160.8 155.4 171.8 | 194.7 168.1 153.6 147.4 160.0 153.6 |
| 7 8 9 10 11 12 | 64.2 57.2 66.3 53.8 69.2 72.3 | 98.6 95.5 99.2 105.6 110.7 125.2 | 144.2 150.8 158.0 | 188.8 204.3 240.3 251.6 268.5 337.5 | 202.0 220.5 296.5 358.2 302.7 298.7 | 60.8 60.3 53.0 58.6 53.0 37.9 | 103.8 93.6 91.7 85.4 87.2 86.6 | 124.2 114.7 129.6 | 184.5 164.5 152.0 162.6 173.1 152.1 | 134.8 140.0 141.7 172.1 165.1 183.7 | 43.5 | 74.6 | 110.4 | 178.1 | 154.7 |
| 平均 | 63.2 | 108.2 | 156.4 | 234.5 | 246.1 | 65.3 | 105.8 | 141.9 | 191.0 | 193.6 | | | | | - |

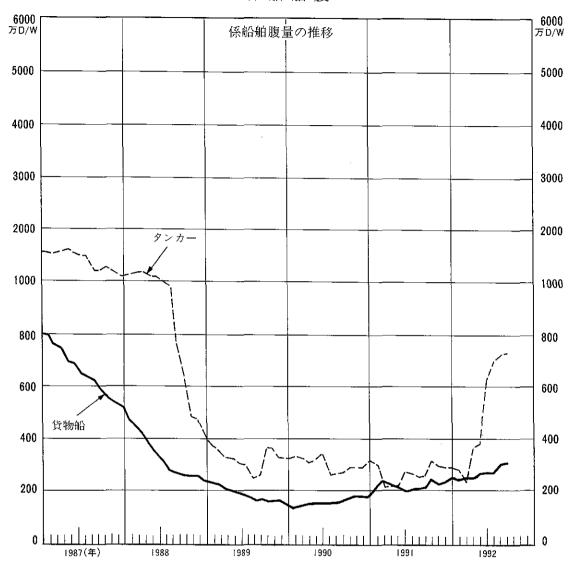
⁽注) ①ロイズ・オブ・ロンドンプレス発行のロイズ・シップマネジャーによる。(シッピング・ニューズ・インターナショナルはロイズ オブ ロンドンプレスと1987年11月に合併) ②タンカー運賃はワールドスケールレート。③タンカー運賃指数の発表様式が87年10月より次の5区分に変更された。カッコ内は旧区分 ②VLCC:15万1000トン(15万トン)以上 ②中型:7万1000~15万トン(6万~15万トン) ②小型:3万6000~7万トン(3万~6万トン) 母H・D=ハンディ・ダーティ:3万5000トン(3万トン)未満。母H・C=ハンディ・クリーン:5万トン(3万トン)未満。



13 • 貨物船用船料指数

| 月次 | | 貨物 | 船航海 | 用船料 | 指 数 | | 貨物船定期用船料指数 | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 7100 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | | |
| 1 2 3 4 5 6 | 164.3 166.3 167.2 174.9 172.1 166.4 | 193.4 203.5 207.1 203.0 189.3 193.6 | 204.9 202.4 212.1 202.7 221.5 201.8 | 208.3 203.3 176.4 202.9 197.9 191.4 | 198.0 199.0 207.0 205.0 205.0 205.0 | 202.0 195.0 192.0 191.0 195.0 190.0 | 162.5 191.4 195.4 219.8 224.6 219.7 | 292.8 312.0 328.0 338.6 344.3 333.8 | 334.0 363.7 329.8 336.9 346.2 318.7 | 356.5 357.6 288.7 343.3 353.5 343.7 | 318.0 325.0 335.0 344.0 342.0 342.0 | 326.0 320.0 300.0 302.0 301.0 295.0 | | |
| 7 8 9 10 11 12 | 169.2 177.4 177.7 182.1 189.2 184.2 | 184.1 186.6 185.1 196.3 199.0 197.8 | 189.3 204.1 193.0 197.8 208.4 204.3 | 190.0 197.0 195.0 197.0 199.0 215.0 | 206.0 206.0 205.0 206.0 208.0 208.0 | 191.0 | 213.7 223.6 223.0 232.4 242.9 277.0 | 320.6 318.2 314.0 317.2 333.0 312.0 | 336.8 324.3 327.5 327.6 338.0 349.1 | 325.0 328.3 329.5 322.8 311.4 306.4 | 342.0 318.0 325.0 335.0 349.0 343.0 | 288.0 | | |
| 平均 | 174.3 | 194.9 | 203.5 | 197.8 | 204.8 | | 218.8 | 322.0 | 336.1 | 330.6 | 334.8 | | | |

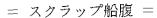
⁽注) ①ロイズ・オブ・ロンドンプレス発行のロイズ・シップマネジャーによる。(シッピング・ニューズ・インターナショナルはロイズ オブ ロンドンプレスと1987年11月に合併)②航海用船料指数は1965.7~1966.6=100 定期用船料指数は1971=100。

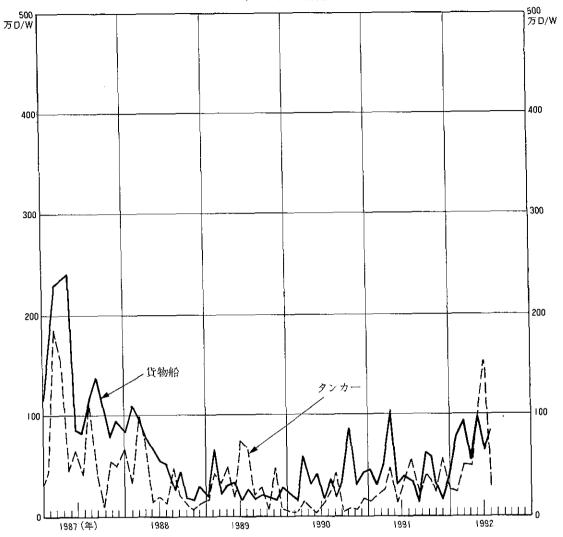


14・係船舶腹量の推移

| | | | 19 | 90 | | | | | 19 | 91 | | | 1992 | | | | | |
|-------------------------------|--|--|----------------------------------|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------|--|----------------|----------------------|----------------|--|--------------------------|-------|----------------------------------|----------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 月次 | | 貨 物 | 船 | | タンカ | _ | 貨物 | | 船 | | タンカー | | 貨物船 | | 船 | タンカ | | |
| | 隻数 | fG/T | 千D/W | 隻数 | 千G/T | 千D/W | 隻数 | ∓G/T | 千D/W | 隻数 | f G/T | 千D/W | 隻数 | ∓G/T | 千D/W | 隻数 | 千G/T | 千D/W |
| 1 2 3 4 5 6 | 238 226 225 228 212 224 | 1,093 973 1,023 1,062 994 1,014 | 1,264 1,325 1,361 1,368 | 57 55 56 56 | | 3,130 3,058 2,994 3,072 | 288 288 283 | 1,291 1,471 1,705 1,665 1,603 1,485 | | 51 50 47 46 | | 3,078 2,867 2,110 2,135 2,130 2,685 | 284 288 297 292 | | 2,332 2,427 2,432 2,569 | 46 48 55 57 | 1,490 1,536 1,903 1,981 | 2,729 2,280 3,538 3,763 |
| 7 8 9 10 11 12 | 231 232 239 243 262 257 | 1,112 1,202 | 1,475 1,532 1,627 1,771 | 53 58 57 56 | 1,466 1,485 1,560 1,584 | 2,505 2,539 2,718 2,803 | 262 265 283 276 | 1,451 1,477 1,467 1,733 1,618 1,706 | 2,395 2,215 | 45 47 52 52 | 1,340 1,358 | 2,613 2,478 2,517 3,079 2,889 2,807 | 322 335 | 2,144 | 2,971 | 74 | 3,590 | 7,132 |

(注) \mathbf{u} ーリスト・オブ・ロンドンプレス発行の \mathbf{u} ーイズ・マンスリーリスト・オブ・レイドアップベッセルズによる。





15・スクラップ船腹量の推移

| | | | 19 | 90 | | | 1991 | | | | | | | 1992 | | | | | |
|-------------------------------|----------------------------------|--|--|------------------|--------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--|--|------------------|--|--|----------------------|--|--------------------------|----------------|--|----------------------------|--|
| 月次 | | 貨物 | 沿 | | タンカ | | : | 貨物力 | 沿 | | タンカー | | | 貨物 | 船 | | タンカ | | |
| | 隻数 | +G/T | 千D/W | 隻数 | 千G/T | 千D/W | 隻数 | 千G/T | +D/W | 隻数 | ∓G/T | 千D/W | 隻数 | ∓G/T | 千D/W | 隻数 | ∓G/T | 千D/W | |
| 1 2 3 4 5 6 | 35 20 69 39 37 23 | 132 167 362 205 255 105 | 192 125 568 284 391 149 | 9 10 3 | 23 4 65 36 9 61 | 34 2 117 55 14 97 | 23 20 38 53 39 30 | 270 183 291 614 187 257 | 446 278 479 1,006 276 404 | | 63 129 228 62 171 | 118 233 447 103 348 | 53 62 34 44 | 289 489 578 299 587 375 | 786 944 542 980 | 18 10 18 | 140 114 280 240 503 755 | 238 508 487 1,010 | |
| 7 8 9 10 11 12 | 23 30 28 63 24 24 | | 347 152 342 850 271 393 | 7 2 4 6 | | 395 7 51 43 | 21 53 35 | 216 72 259 342 213 101 | 99 610 551 | 4 8 4 8 | 275 113 336 149 138 294 | 536 209 401 301 236 560 | | 491 | . 859 | 8 | 167 | 298 | |
| 計 | 415 | 2,662 | 4,064 | 64 | 640 | 1,198 | 380 | 3,005 | 4,961 | 71 | 1,958 | 3,492 | <u> </u> | | | | | | |

(注) ①ブレーメン海運経済研究所発表による。②300G/T 300D/W以上の船舶。③貨物船には兼用船 客船を含む。 ④タンカーにはLNG/LPG船および化学薬品船を含む。⑤四捨五入の関係で末尾の計が合わない場合がある。

= 日本海運の輸送状況 =

16・わが国貿易の主要貨物別輸送状況

(単位: 千K/T %)

| | 区 分 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | | 19 | 91 | |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|--------------|-----|-------|
| | | 1900 | 1900 | 1901 | 1300 | 1909 | 1990 | 1~3 | 4 ~ 6 | 7~9 | 10~12 |
| 輸出 | 貿 易 量 日本船輸送量 外国用船輸送量 日本船積取比率 | 81,803 14,973 25,477 18.3 | 75,746 11,948 25,096 15.8 | 71,191 9,856 24,677 13.8 | 70,711 7,407 27,006 10.5 | 70,675 5,958 27,140 8.4 | 70,404 4,849 28,114 6.9 | 17,133 1,036 7,044 6.0 | | | |
| - 輸 入 | 貿 易 量日本船輸送量外国用船輸送量日本船積取比率 | 592,999 242,944 157,687 41.0 | 590,606 250,679 152,671 42.4 | 617,144 232,347 162,113 37.6 | 660,656 59,977 55,433 35.6 | 683,167 223,481 236,388 32.7 | 699,099 199,944 269,668 28.6 | 189,529 50,331 78,868 26.6 | | | |
| 貨物船積 | 貿 易 量 日本船輸送量 外国用船輸送量 日本船積取比率 | 356,351 140,928 97,367 39,5 | 354,092 142,221 93,455 40.2 | 374,149 129,144 106,326 34.5 | 404,371 122,407 142,284 30.3 | 411,468 116,891 156,423 28,4 | 409,485 108,184 165,337 26.4 | 103,785 25,899 47,762 25.0 | | | |
| う鉄ち鉱石 | | 124,513 62,502 23,446 50.2 | 115,231 64,632 18,414 56.1 | 112,035 58,679 19,768 52.4 | 123,377 57,136 31,981 46.3 | 127,607 56,359 34,949 44.2 | 124,840 52,258 37,368 41.9 | 31,094 12,719 12,826 40.9 | | | |
| う石 ち 炭 | 外国用船輸送量 | 92,990 50,067 26,283 53.8 | 91,346 52,922 22,958 57.9 | 92,554 49,313 26,558 53.3 | 104,181 46,487 42,664 44.6 | 104,939 44,262 44,461 42.2 | 107,492 43,839 45,988 40.8 | 27,277 10,471 13,535 38.4 | | | |
| う木ち材 | 日本船輸送量 外国用船輸送量 | 31,750 10,372 14,402 32.7 | 32,360 8,988 15,842 27.8 | 36,951 8,040 20,409 21.8 | 42,040 6,893 21,017 16.4 | 41,295 6,026 25,378 14.6 | 39,515 5,033 27,807 12.7 | 9,708 1,059 7,064 10.9 | | | |
| 油送船積 | 貿 易 量 日本船輸送量 外国用船輸送量 日本船積取比率 | 236,647 102,015 60,320 43.1 | 236,514 108,457 59,216 45.9 | 242,995 103,203 55,787 42.5 | 256,285 111,723 64,844 43.6 | 271,699 106,590 79,965 39.2 | 289,614 91,759 104,332 31.7 | 85,744 24,432 31,106 28.5 | | | |
| う原ち | 日本船輸送量 外国用船輸送量 | 170,217 86,220 52,803 39.5 | 51,944 | 160,460 86,830 47,884 54.1 | 94,370 | 178,009 90,576 64,867 50.9 | 195,517 75,547 89,240 38.6 | 63,189 20,621 27,378 32.6 | | | |

⁽注) ①運輸省資料による。②年別は暦年。③石油製品にはLPG LNGを含む。

17・日本船の輸出入別・船種別運賃収入

(単位:百万円)

| | <i>7</i> /\ | 1005 | 1096 | 1007 | 1000 | 1000 | 1000 | | 19 | 90 | |
|-----|--------------|---|--|--|--|--|--|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| | 3 分 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1~3 | 4~6 | 7~9 | 10~12 |
| | 定期船不定期船油送船 | 195,500 219,224 6,848 421,573 | 103,633 158,080 4,002 265,714 | 69,299 126,594 3,374 199,267 | 51,456 89,277 2,599 143,332 | 45,326 76,576 2,520 124,421 | 38,998 69,318 2,433 110,749 | | 10,219 16,730 564 27,513 | 10,205 16,981 586 27,771 | 8,738 19,552 678 28,968 |
| 輸入 | 定期船不定期船油 送船計 | 90,852 342,784 235,966 669,603 | 58,720 258,497 201,577 518,794 | 50,942 219,301 177,088 447,331 | 50,299 198,690 171,758 420,748 | 49,353 200,600 164,807 414,760 | 46,598 183,899 162,382 392,879 | 11,865 47,914 46,459 106,238 | 13,685 45,552 36,930 96,168 | 10,745 46,225 38,234 95,205 | 10,303 44,208 40,758 95,268 |
| 三国間 | 定期船 治治 計 | 46,683 74,441 37,482 158,607 | 43,601 53,040 29,842 126,485 | 61,480 43,982 19,413 124,875 | 53,139 31,879 13,035 98,053 | 49,008 29,304 8,747 87,059 | 23,801 8,504 | 5,198 1,837 | 7,782 2,425 | 5,717 | 2,139 |
| 合計 | 定期船 船船 計 | 636,450 | 205,954 469,617 235,420 910,993 | 181,721 389,878 199,875 771,473 | 154,894 319,848 187,392 662,132 | 143,687 306,480 176,074 626,240 | 135,426 277,018 173,319 585,763 | 69,166 | 70,064 39,919 | 33,711 68,923 40,924 143,557 | 68,865 |

⁽注) ①運輸省資料による。②年別は暦年。③外国船は含まない。

= 内航海運=

18・内航船の船腹量

| 年 | 船 | 種 | 別 | 鋼. | | 船 | 木 | | 船 | 4 | <u></u> | ii. | - |
|------|---|-----|-----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|
| -4- | 刊口 | 但 | ניל | 隻 数 | 千 総トン | 対前年伸 び率(%) | 隻 数 | 手 総 トン | 対前年伸 び率(%) | 隻 数 | 千 総トン | 対前年伸 び率(%) | 鋼船の占め る割合(%) |
| 1980 | 貨 油 | 物送計 | 船船 | 6,013 2,787 8,800 | 2,400 1,338 3,738 | 2.0 2.4 2.2 | 2,241 120 2,361 | 157 11 168 | ▲ 8 <u>.7</u> ▲ 8.2 | 8,254 2,907 11,161 | 2,557 1,349 3,906 | 1.3 2.4 1.7 | 93.9 99.2 95.7 |
| 1985 | 貨 油 ——————————————————————————————————— | 物送計 | 船船 | 6,074 2,447 8.521 | 2,485 1,225 3,710 | 1.3 0.3 0.7 | 1,476 65 1,541 | 88 6 94 | ▲ 6.4 20.0 ▲ 5.1 | 7,550 2,512 10,062 | 2,573 1,231 3,804 | ▲ 1.0 ▲ 0.2 0.6 | 96.6 99.5 97.5 |
| 1989 | 貨 油 | 物送計 | 船船 | 5,891 2,359 8,250 | 2,469 1,141 3,610 | ▲ 1.0 ▲ 1.9 0.1 | 1,176 42 1,218 | 57 3 60 | ▲ 12.3 ▲ 25.0 ▲ 13.0 | 7,067 2,401 9,468 | 2,526 1,144 3,670 | 0.6 1.9 0.2 | 97.7 99.7 98.4 |
| 1990 | 貨油 | 物送計 | 船船 | 5,881 2,298 8,179 | 2,507 1,135 3,642 | 1.5 0.5 0.9 | 1,627 36 1,663 | 50 3 53 | ▲ 12.3 ▲ 11.7 | 7,508 2,334 9,842 | 2,558 1,138 3,696 | 1.3 0.5 0.7 | 98.0 99.7 98.5 |
| 1991 | 貨油 | 物送計 | 船 | 4,515 2,308 6,823 | 1,554 1,146 2,700 | ▲ 38.0 1.0 ▲ 25.9 | 1,060 31 1,091 | 45 2 47 | ▲ 10.0 ▲ 33.3 ▲ 11.3 | 5,575 2,339 7,914 | 1,599 1,148 2,747 | ▲ 37.5 0.9 ▲ 25.7 | 97.2 99.8 98.3 |

⁽注) ①各年とも3月末現在。②貨物船には外航および港運併用分を含む。なお1975年3月末より台船を含む。③油送船には沖縄 復帰にかかわる石油製品用許認可船を含まない。④塩および原油の二次輸送船は含まない。⑤比率は総トン数による。

19 • 国内輸送機関別輸送状況

| 年月 | | 輸送 | 量(百 | 万トン) | | 輸送トンキロ(億万トンキロ) | | | | | | | |
|--|------|-----|-------|------|-------|----------------|-----|-------|------|-------|--|--|--|
| —————————————————————————————————————— | 内航海運 | 鉄 道 | 自動車 | 国内航空 | 計 | 内航海運 | 鉄 道 | 自動車 | 国内航空 | 計 | | | |
| 1983年度 | 438 | 121 | 5,123 | 0.44 | 5,683 | 2,007 | 276 | 1,935 | 4 | 4,223 | | | |
| 1984年度 | 439 | 109 | 5,140 | 0.49 | 5,690 | 2,069 | 234 | 1,998 | 4 | 4,306 | | | |
| 1985年度 | 452 | 99 | 5,048 | 0.54 | 5,600 | 2,058 | 221 | 2,059 | 5 | 4,344 | | | |
| 1986年度 | 441 | 90 | 4,969 | 0.60 | 5,500 | 1,980 | 206 | 2,161 | 6 | 4,352 | | | |
| 1987年度 | 463 | 83 | 5,046 | 0.70 | 5,593 | 2,014 | 206 | 2,241 | 6 | 4,466 | | | |
| 1988年度 | 493 | 82 | 5,579 | 0.80 | 6,155 | 2,126 | 235 | 2,461 | 7 | 4,829 | | | |
| 1989年度 | 538 | 83 | 5,888 | 0.80 | 6,510 | 2,247 | 251 | 2,629 | 8 | 5,135 | | | |
| 1990年度 | 575 | 87 | 6,114 | 0.87 | 6,777 | 2,446 | 272 | 2,742 | 8 | 5,468 | | | |

⁽注) 運輸省「運輸白書」による。

20・内航海運の主要品目別輸送実績

| | | | 输 龙 | 量 量 | | | 輸送トンキロ | | | | | | |
|-----------------|---------|---|--|---|--|--|---|--|---|--|--|--|--|
| 品目別 | 刊 | 1989年 | 度 | 1990年度 | | 1989年 | 度 | 1990年度 | | | | | |
| | | チトン | 構成比 | チトン | 構成比 | 百万トン | 構成比 | 百万トンキロ | 構成比 | | | | |
| 砂利・砂・石 セ メ ン | 炭属物材ト品械 | 15,127 65,912 82,074 85,333 52,923 136,870 12,575 | 3.4 14.6 18.2 18.9 11.7 30.4 2.8 | 12,414 64,284 90,560 90,965 53,916 143,773 13,761 | 2.6 13.7 19.3 19.4 11.5 30.6 2.9 | 7,978 36,188 39,533 10,921 27,351 49,631 7,706 | 4.4 20.2 22.0 6.1 15.3 27.7 4.3 | 7,149 35,205 47,121 11,205 28,078 54,284 8,859 | 3.7 18.3 24.6 5.8 14.7 28.3 4.6 | | | | |
| | 計 | 450,814 | 100.0 | 469,673 | 100.0 | 179,308 | 100.0 | 191,901 | 100.0 | | | | |

⁽注) 運輸省運輸政策局情報管理部「内航船舶輸送統計年報」による。

編集後記

土曜日の午前、久しぶりの朝寝坊を楽しんでいたところ、いつもはもういないはずの息子たちの賑やかな声が聞こえる。尋ねるととう用第2土曜日は学校も休みだとうれしそうに答え、早速一緒に変けるない。サラリーマンにと別でである。サラリーマンにと別がない。サラリーマンにと別がない。世界では早起きしたの時眠不足を補うため朝寝坊をしたり、出掛けたり、古り、世界に変化が現れた。

それはこの9月から新しく導入 された学校週5日制度である。こ の制度はこれまで行って来た学校

教育の枠組みの変更にとどまらず、 学校教育と家庭および地域社会の 教育のそれぞれの在り方とそのか かわりを根本的に見直すことを狙 いとしている。またこれまでの知 識や技術を共通的に身に付けるこ とを重視した教育から子供が自主 的に考え、主体的に判断し行動で きる能力育成をも目指していると いう。しかし、実施に当たっては カリキュラムの問題に加え、共働 き家庭において子供との触れ合い 時間をいかに確保するか、また学 校に代わって教育する家庭・地域 の在り方など問題は山積みしてお り、その効果には疑問視する意見 も多い。

だが現実問題として、この新制 度によりいくらかでも親子の触れ 合う機会が増え、またその時間も 長くなれば、日頃とかく疎遠がち であった親子の対話にもおのずからなんらかの改善を期待できるのではなかろうか。そのためには父親族も週末はプライベートタイムやごろ寝を決め込むのではなく、積極的に子供の世界へ飛び込み世代間の異文化交流に努め、また自らも会社人間からソフト化人間への脱皮を図ることが必要なことは言うまでもない。

この新制度は社会的課題も含め 諸問題が内在しており、即時的な 効果を期待することは難しいかと 思われるが、日頃子供の教育や親 子の対話に無関心を装っていた父 親族に改めてこれらの問題を考え る絶好の機会を与えてくれたこと に意義があるといえる。

> 日本郵船 調査部調査一課長 西沢 彰

船協月報10月号 No. 387 (Vol. 33 No. 10)

発 行:平成4年10月20日 創 刊:昭和35年8月10日

発 行 所: 社団法人 日本船主協会

〒102 東京都千代田区平河町2-6-4 (海運ビル) TEL. (03) 3264-7181 (調査広報部)

編集・発行人:鈴 木 昭 洋

製 作:大洋印刷産業株式会社

定価:400円(消費税を含む。会員については会費に含めて購読料を徴収している)